

# ねやがわし の環境

**令和3年度版  
(令和2年度報告)**

**寝屋川市環境部**

## 第1章 大気汚染・悪臭

第1節 大気汚染に係る環境基準	1
第2節 大気汚染の現状と対策	1
1. 大気汚染の現状	
2. 大気汚染防止法による規制	
3. 大阪府生活環境の保全等に関する条例による規制	
4. その他	
第3節 光化学スモッグ	3
第4節 微小粒子状物質	4
第5節 悪臭	4
1. 悪臭の現状	
2. 悪臭の対策	
第6節 苦情・陳情状況	4

## 第2章 水質汚濁

第1節 水質汚濁に係る環境基準	5
第2節 水質汚濁の現状と対策	5
1. 寝屋川市内の河川・水路	
2. 地下水	
3. 河川水路汚濁調査	
4. 水濁汚染防止法による規制	
5. 瀬戸内海環境保全特別措置法による規制	
6. 大阪府生活環境の保全等に関する条例による規制	
第3節 苦情・陳情状況	11

## 第3章 騒音・振動

第1節 騒音に係る環境基準	13
第2節 騒音の現状と対策	13
1. 環境騒音測定調査	
2. 第二京阪道路自動車騒音・交通量調査	
3. 騒音・振動苦情の現状	
4. 工場・事業場に係る騒音・振動の規制	
5. 特定建設作業	
6. 自動車騒音・道路交通振動	
第3節 苦情・陳情状況	15

## 第4章 土壌汚染

第1節 土壌汚染	17
----------	----

## 第5章 化学物質

第1節 ダイオキシン類	19
-------------	----

1. ダイオキシン類とは	
2. ダイオキシン類対策特別措置法による規制	
3. ダイオキシン類測定調査	
第2節 アスベスト	20

## 第6章 廃棄物

第1節 ごみの現状と取組	21
1. ごみ減量・資源化の推進	
2. 具体的な取組	
3. ごみ処理の状況	
4. クリーンセンターの現状	
5. 北河内4市リサイクルプラザ	
第2節 し尿	29
第3節 産業廃棄物	32
1. 産業廃棄物処理業者等の許可及び指導	
2. 産業廃棄物排出事業者等の指導	
3. 産業廃棄物の不適正処理対策	
4. 自動車リサイクル法に基づく規制・指導	
5. ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正処理の指導	

## 第7章 環境啓発と学習

第1節 環境啓発と環境学習	33
1. 環境美化の推進	
2. 寝屋川市環境フェア	
3. 美しいまちづくり表彰	
4. 親子でみる自然散策と水辺の生物観察会	
5. こどもエコ・クラブ	
6. 出前講座	
7. 関係団体における主な環境保全の取組	
8. 国・府等表彰	

## 第8章 地球環境

第1節 地球環境問題	45
第2節 地球温暖化防止	45
1. 地球温暖化に関する最新情報	
2. 地球温暖化	
3. 地球温暖化防止対策	
第3節 オゾン層の破壊	48
1. オゾン層の破壊	
2. オゾン層の保護対策	
第4節 環境保全の取組	48
1. 環境基本計画	
2. 第3次寝屋川市環境基本計画の策定	

- 3. 第4期寝屋川市役所温暖化対策実行計画温室効果ガス排出量調査結果
- 4. 寝屋川市地球温暖化対策地域計画の策定
- 5. 太陽光発電システム設置補助制度

## 第9章 生物多様性の保全

第1節 生物多様性 .....	53
第2節 寝屋川市の生物多様性保全の取組 .....	54
1. 寝屋川市の現状	
2. 寝屋川市の取組	
3. 生物多様性の今後の取組	
資料編 .....	57

# 第 1 章 大気汚染・悪臭



# 第1章 大気汚染・悪臭

## 第1節 大気汚染に係る環境基準

大気汚染に係る環境基準は、環境基本法第16条第1項の規定に基づき、大気の汚染に係る環境上の条件について「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として、主要な大気汚染物質である二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、一酸化炭素、光化学オキシダント、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、ジクロロメタン、微小粒子状物質について環境基準が定められています。詳細な基準の内容は資料編（P.59～）に示すとおりです。

## 第2節 大気汚染の現状と対策

### 1. 大気汚染の現状

寝屋川市域における大気汚染の測定は、寝屋川市役所局（本町）、及び成田局（成田町）並びに第二京阪道路沿道の寝屋南局（寝屋南2丁目）及び小路局（小路北町）において実施しています。

寝屋川市役所局・成田局の大気汚染の状況を経年変化で見ると、おおむね横ばい傾向にあります。また第二京阪道路による影響については引き続き監視をしていきます。

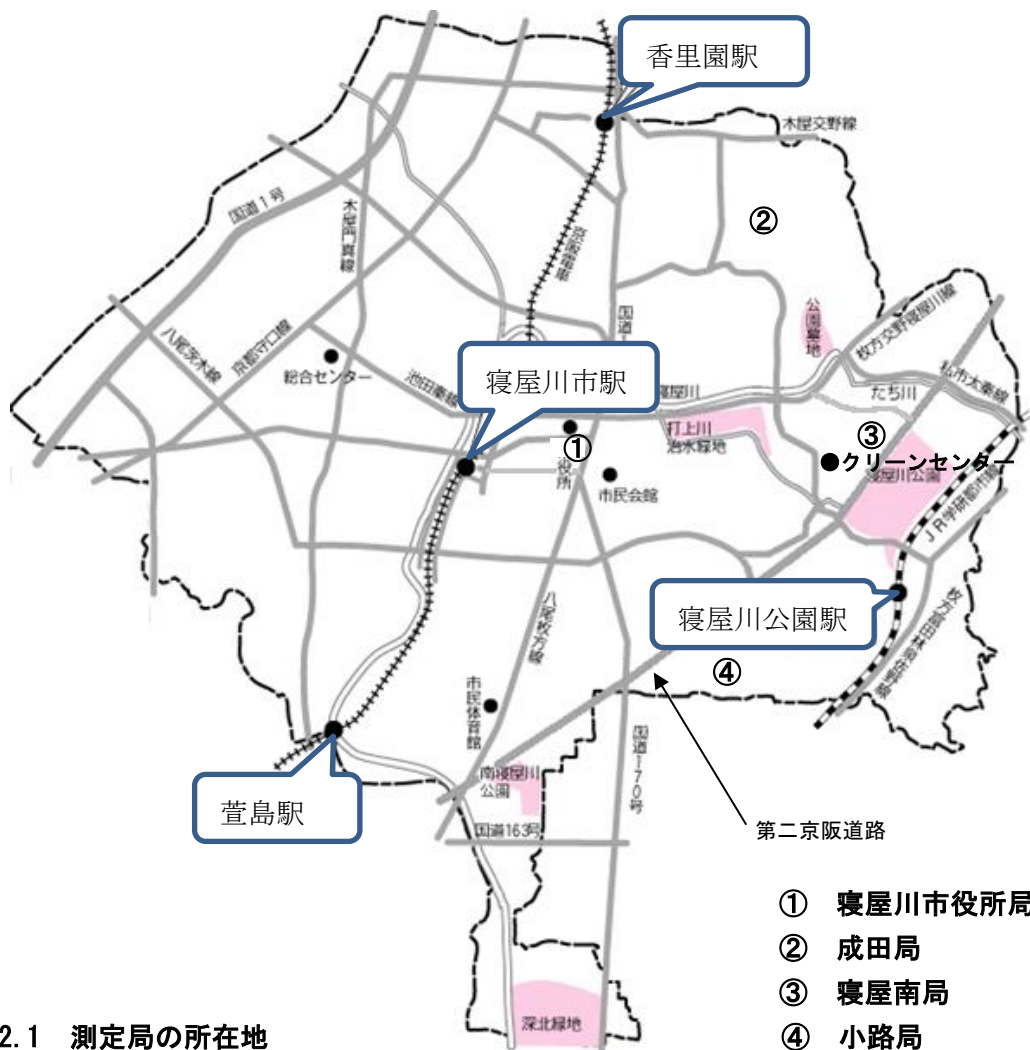


図 1.2.1 測定局の所在地

## 2. 大気汚染防止法による規制

大気汚染防止法は、工場及び事業場における事業活動に伴って発生するばい煙の排出等を規制し、有害大気汚染物質対策の実施を推進し、並びに自動車排出ガスに係る許容限度を定めること等により、国民の健康を保護するとともに生活環境の保全を図ることを目的としています。

同法は、硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん及び有害物質を発生するボイラー等のばい煙発生施設、気体である有機化合物を排出する塗装施設等の揮発性有機化合物排出施設、粉じんを発生するベルトコンベア等の一般粉じん発生施設及び石綿を排出する作業・発生施設を規制対象としています。

このうち、ばい煙発生施設については施設ごとの排出基準を、さらに一定規模以上の工場・事業場から排出される硫黄酸化物及び窒素酸化物については、総量規制基準を定めています。

一般粉じん発生施設については、構造・使用管理に関する基準を定めています。

また、発ガン性等の有害性が問題とされる物質が大気中から検出され、その長期暴露による健康影響を未然に防止するための有害大気汚染物質対策が求められるようになり、平成8年5月には有害大気汚染物質対策の実施を推進するため、大気汚染防止法が改正されました。

有害大気汚染物質に該当する可能性のある234物質、優先的に取組むべき22物質（優先取組物質）及びトリクロロエチレンをはじめとする、早急に抑制すべき3物質（指定物質）が定められました。

また、平成9年8月の大気汚染防止法施行令改正によりダイオキシン類が指定物質に追加されました。その後、平成12年1月にダイオキシン類対策特別措置法が施行され、指定物質からは外れました。さらに平成22年10月には有害大気汚染物質に該当する可能性のある物質が248物質、優先取組物質が23物質に見直されました。

アスベストの規制については、平成17年から規制が強化されました。大気汚染防止法施行令および施行規則の改正が平成18年3月に施行され、特定建築材料の追加、作業基準の強化等が定められました。また、平成25年6月の法改正で届出義務者の変更、解体工事等の事前調査及び説明の義務付け等が盛り込まれました。

大気汚染の状況がまだまだ深刻な浮遊粒子状物質（SPM）及び光化学オキシダントの原因には様々なものがありますが、揮発性有機化合物（VOC）もその1つで排出規制が平成18年4月1日より開始されました。

VOCの排出を抑制するため自動車からの炭化水素類の排出規制に加え、工場・事業場に設置されVOCの排出量が多く特に規制が必要な「揮発性有機化合物排出施設」も定められました。

## 3. 大阪府生活環境の保全等に関する条例による規制

大阪府生活環境の保全等に関する条例では、大気汚染防止法に基づく規制に加え、ばい煙（ばいじん、有害物質、揮発性有機化合物）及び粉じん（一般粉じん、特定粉じん）を規制物質と定め、それらを排出する施設に対し、排出基準、設備、構造、使用、管理基準、原料使用基準を定めています。



また、光化学スモッグ発生の原因物質のひとつである揮発性有機化合物の排出を抑制するため、給油施設、ドライクリーニング施設、塗装施設、印刷施設等の施設に対しては、設備基準、原料使用基準を定めています。特に大規模塗装工場に対する揮発性有機化合物の排出に関しては、工場全体の許容排出量を定めています。

アスベストに関しては、届出対象の拡大、事前調査の義務付け、作業実施基準の強化を定めています。

#### 4. その他

窒素酸化物について、平成 24 年 4 月 1 日から「大阪府における窒素酸化物の排出抑制に係る推奨ガイドライン」に基づき、施設の種類や規模に応じた窒素酸化物排出濃度の推奨ガイドライン値が定められています。

#### ★寝屋川市環境基本計画（改定版）との関連

本節の取組は、P. 49 に記載の寝屋川市環境基本計画（改定版）において、基本目標 2 の中で取り組むべき施策として位置づけられています。

### 第 3 節 光化学スモッグ

光化学スモッグは、工場や自動車から排出された窒素酸化物や炭化水素等が太陽光線中の紫外線により光化学反応をおこし、その結果生じる光化学オキシダントが原因で発生するといわれており、特に夏の日差しが強く、気温が高い風の弱い日の日中に発生しやすくなります。

寝屋川市では、大阪府より光化学スモッグ予報等の発令通知を受けた場合に、防災行政無線による一斉通報を行っています。令和 2 年度の発令回数は、大阪府域については、予報発令 5 回（東大阪地域 3 回）注意報発令 4 回（東大阪地域 3 回）でした。発令回数の経年変化は資料編（P. 70）に示すとおりです。

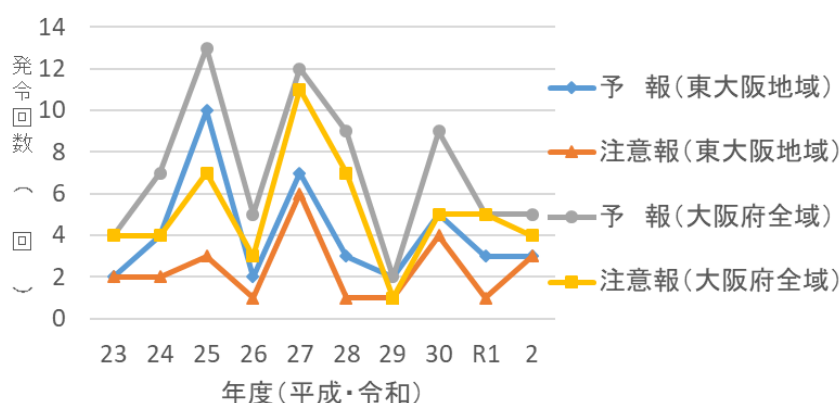


図 3.4.1 光化学スモッグ予報・注意報発令回数

## 第4節 微小粒子状物質

---

微小粒子状物質（PM<sub>2.5</sub>）とは、大気中に浮遊する粒径2.5 $\mu$ m以下の粒子をいいます。PM<sub>2.5</sub>は粒径が非常に小さく人の肺胞まで届いてしまうため、粒径10 $\mu$ m以下の粒子をあらわすSPMよりも害を及ぼす危険性が高いと考えられ、SPMとは別の指標として環境基準が定められています。

寝屋川市では、大阪府から注意喚起情報を受けた場合に、防災行政無線による一斉通報を行っています。令和2年度の発令は、ありませんでした。

## 第5節 悪臭

---

### 1. 悪臭の現状

悪臭は、人の感覚に直接作用し、嫌悪感を与える物質として、快適さを求める家庭生活に支障を生じさせるものです。また、その感じ方は、その時の天候、気温、湿度あるいは感じる人の気分・体調等により大きく左右され、個人差があります。

### 2. 悪臭の対策

悪臭の規制については、悪臭防止法に基づいて不快な臭いの原因となり生活環境を損なう恐れのある悪臭物質（アンモニア等の22物質）を指定し、事業活動に伴って発生するこれらの悪臭物質の排出を規制しています。

寝屋川市は、事業場の敷地境界線における規制基準（資料編P.73）を定め、市内全域を規制対象として指定しています。また、悪臭問題の解決のため、法令等に基づく規制のほか発生工場・事業場に立入検査を行い改善指導に努めています。

## 第6節 苦情・陳情状況

---

令和2年度における大気汚染・悪臭に関する苦情は、大気34件、悪臭10件で工場・事業場での作業によるものや建物解体作業に伴う粉じんなどがありました。

## 第 2 章 水質汚濁



## 第2章 水質汚濁

### 第1節 水質汚濁に係る環境基準

水質汚濁に係る環境基準は、水質保全の目標として、公共用水域の水質について達成し維持することが望ましい基準を定めたものであり、国は環境基本法第16条に基づき、水質汚濁について、人の健康の保護に関する環境基準（以下「健康項目」という。）と生活環境の保全に関する環境基準（以下「生活環境項目」という。）の二つを定めています。

健康項目は、原則、全公共用水域及び地下水につき一律に定められていますが、生活環境項目は、河川、湖沼、海域ごとの利用目的に応じた水域類型を設けてそれぞれ基準値を定め、各公共用水域について水域類型の指定を行うことにより水域の環境基準が具体的に示されています。詳細な基準の内容は資料編（P.74～）に示すとおりです。

### 第2節 水質汚濁の現状と対策

#### 1. 寝屋川市内の河川・水路

寝屋川市には、市名の由来である代表的な河川として寝屋川があり、その他に古川等が流れています。また、大小さまざまな水路は、かつては農業用水路として縦横に流れており、身近な水辺として親しまれていましたが、宅地や工場の増加、農地の減少とともに、工場排水や生活排水による汚濁が進み、悪臭が発生し、そのため下水溝のようになってしまったものや道路拡幅のために暗渠になってしまったものもあります。

以前は、水質汚濁の大部分は工場からの排水が占め住宅街の中を流れる小さな水路などはコンクリートで囲われているところが多いため自然浄化能力が減少し、水質汚濁に拍車をかけていましたが、工場・事業所に対する規制の強化や公共下水道の普及にともなって河川や水路の水質は大幅に改善されてきています。

同時に生活排水等が下水管に流されるため、水路等の水量が減少してきており、本来の水辺としての役割を果たさなくなってきましたが、一部の水路や河川ではコイやフナ、そのほかの水生物が見られるようになってきました。

#### （1）寝屋川

寝屋川は寝屋川市から門真市、大東市を経て大阪市へと流れています。市では昭和46年度から水質汚濁調査を開始し、水質汚濁防止法政令市となった平成11年度から萱島橋で調査回数を増やし年12回行っています。

令和2年度は、萱島橋（環境基準点）において、生活環境項目及び健康項目について全ての項目が環境基準値以下でした。また、清水橋（準基準点）において、生活環境項目及び健康項目について全ての項目が環境基準値以下でした。

#### （2）古川水路及び古川

寝屋川市から門真市を経て大阪市に入り寝屋川と合流します。水質改善のため、寝屋川の水を浄化用水として引き込んでいます。

#### （3）幹線水路

農業用水などとして使用するため、淀川より水を引き入れています。この水路に排出する

工場・事業場は少なく、水質は良く、下流は守口市を経て大阪市に至ります。

#### (4) 友呂岐水路

友呂岐水路は本市南端で寝屋川に合流する水路で、典型的な都市型水路で周辺に住宅も多く、下水道の整備が他の地域に比べて遅れていたため、工場排水より生活排水による水質汚濁が際立っていましたが、公共下水道の整備に伴い、水質は急速に改善されております。

## 2. 地下水

地下水は、温度が一定で清浄な水であることから飲用に利用されるなど身近な水資源として住民に親しまれ、都市用水等として重要な役割を果たしています。また、地層の隙間を流れているため、地表水に比べ流れが遅いという特性があることから、いったん汚染されるとその浄化が非常に困難となります。そのため、地下水汚染の未然防止を図る観点から、法改正等種々の施策が行われています。

平成元年6月に地下水汚染の未然防止を図るため、水質汚濁防止法の一部改正が行われ、新たにトリクロロエチレン、テトラクロロエチレンが有害物質に追加され、有害物質を含む水の地下浸透禁止及び地下水質の常時監視が規定されました。次に、平成5年に水質汚濁に係る環境基準に15項目が追加されたことにより、地下水の監視について23項目の評価基準が定められ、平成9年3月に評価基準から地下水環境基準となりました。また、平成8年の水質汚濁防止法の改正により地下水を汚染した者に対する地下水浄化措置命令が規定され、地下水浄化に関して法的な規制がかかることになりました。

さらに、平成11年に3項目、平成21年に2項目が追加され、地下水に関する環境基準は28項目となり、平成23年10月にはカドミウムの、平成26年11月にはトリクロロエチレンの基準が強化されました。

大阪府では、地下水の水質の概況を把握するため地下水使用箇所です定期的に地下水の水質調査を実施しており、本市においても実態把握するために同様の調査を行っています。地下水調査には、地下水の水質概況を把握し長期的な経年変化を見るために実施する概況調査と、様々な調査により発見された汚染についてその範囲を確認するために実施する汚染井戸周辺地区調査があります。また、確認された汚染の継続的な監視等経年的なモニタリングとして定期的に実施する継続監視調査があります。

令和2年度は、大阪府が定める「地下水質測定計画」に基づき2地区において、地下水の水質汚濁に係る環境基準27項目等の概況調査を行った結果いずれも環境基準値以下でした。

継続監視調査については、過去に木田元宮地区、出雲町地区及び打上新町地区において、揮発性有機化合物による地下水汚染がそれぞれ判明したため、「大阪府地下水質保全対策要領」に基づき、寝屋川市・大阪府保健所等による「地下水質汚染地区対策会議」を設置し、環境省「土壌・地下水汚染に係る調査対策指針」に従い汚染井戸周辺地区調査等を行いました。調査の結果、周辺への汚染の広がりが無いことが確認されました。現在、各地点において、地下水汚染状況を継続的に監視するための調査を年2回実施しています。令和2年度は、いずれの地区も環境基準値以下でした。

これらの詳細な調査結果は、資料編(P.84)に示すとおりです。

### 3. 河川水路汚濁調査

昭和 45 年 4 月 21 日に水質汚濁に係る環境基準が閣議決定され、同年 9 月 1 日には淀川、大和川、寝屋川等府内の主要 20 河川について水域の類型指定が行われました。本市では、この環境基準の設定に伴い、その後の水質の改善状況を把握するため、昭和 46 年度から水質汚濁防止法第 15 条の規定に準じ水質汚濁調査を行っています。

#### (1) 河川水路汚濁調査結果

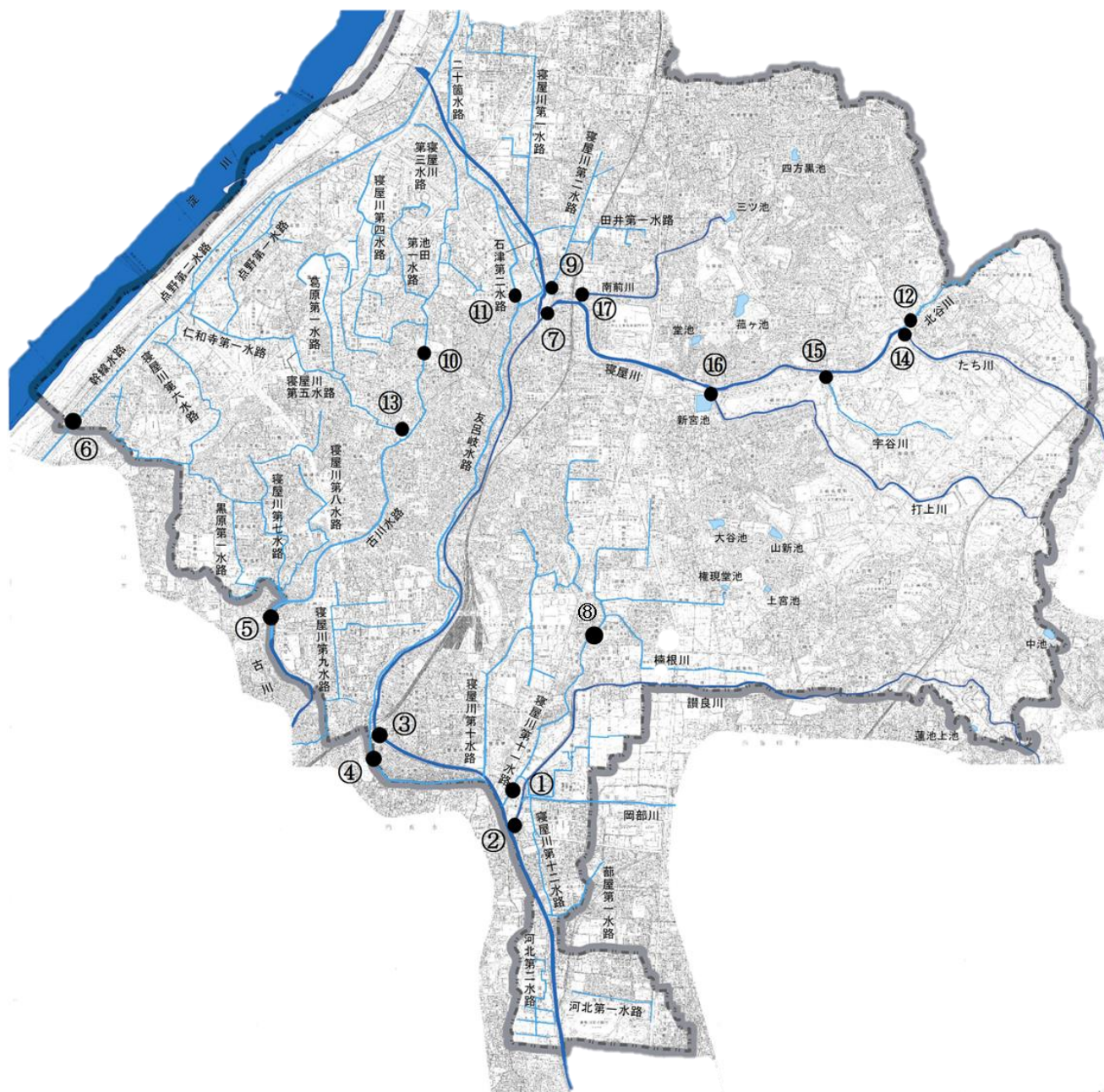
図 2.2.1 に示す 17 地点において、以下に示す回数で調査しました。生活環境項目の環境基準達成状況については、表 2.2.1 のとおりです。

萱島橋（環境基準点） 年 12 回（毎月 1 回）、1 日で 6 時間ごとに 4 回採水  
清水橋（準基準点） 年 4 回（5・8・11・2 月）、1 日で 6 時間ごとに 4 回採水  
その他の地点（市独自調査地点 15 地点）  
年 4 回（5・8・11・2 月）、1 日に 1 回採水

#### (2) 河川水路汚濁調査結果の経年変化

寝屋川水系（萱島橋・清水橋）と古川水系における、水質汚濁に係る代表的な指標である生物化学的酸素要求量（BOD）の経年変化は図 2.3.2 及び図 2.3.3 に示すとおりです。

各河川水路における水質汚濁については、工場・事業場等の排水規制や公共下水道の普及に伴い改善の傾向を示してきましたが、近年は横ばい傾向です。詳細な調査結果は資料編（P.78～）に示すとおりです。



河川・水路名	調査地点名	河川・水路名	調査地点名
1 寝屋川第 11 水路	太平ポンプ場前橋	10 古川水路	池田秦線交差地点
2 讚良川	堀溝 1 号橋	11 二十箇水路	上外島橋
3 寝屋川	萱島橋	12 北谷川	寝屋川基点直前
4 友呂岐水路	新佐伯橋	13 寝屋川第 5 水路	古川水路合流直前
5 古川	大久保神田橋	14 たち川	寝屋下橋
6 幹線水路	天神橋	15 宇谷川	寝屋川合流直前
7 寝屋川	清水橋	16 打上川	観音橋
8 楠根川	木掘橋	17 南前川	桜幸橋
9 友呂岐水路	友呂岐水路橋		

図 2.2.1 河川水路汚濁調査地点



### 表 2.2.1 環境基準点・準基準点における生活環境項目の環境基準達成状況

※ 環境基準は水域の利用目的に対応して類型が設けられています。表中の2地点は大阪府知事によりB類型・生物Bに指定されています。

河川水路	項目	水素イオン濃度		生物化学的酸素要求量			浮遊物質量		溶存酸素量		全亜鉛		ノニルフェノール		LAS	
		pH (指数)		BOD (mg/L)			SS (mg/L)		DO (mg/L)		(mg/L)		(mg/L)		(mg/L)	
		m/n	平均	m/n	平均	75%値	m/n	平均	m/n	平均	m/n	平均	m/n	平均	m/n	平均
3	寝屋川 萱島橋	0/48	6.9	2/12	2.0	1.8	0/12	1	0/12	8.3	0/12	0.021	0/4	<0.00006	0/4	0.0013
	寝屋川 清水橋	5/16	8.3	0/4	2.1	2.4	0/4	6	0/4	12	1/4	0.017	0/2	<0.00006	0/2	0.0020

※ m / n = (環境基準に適合しなかった検体数) / (総検体数)

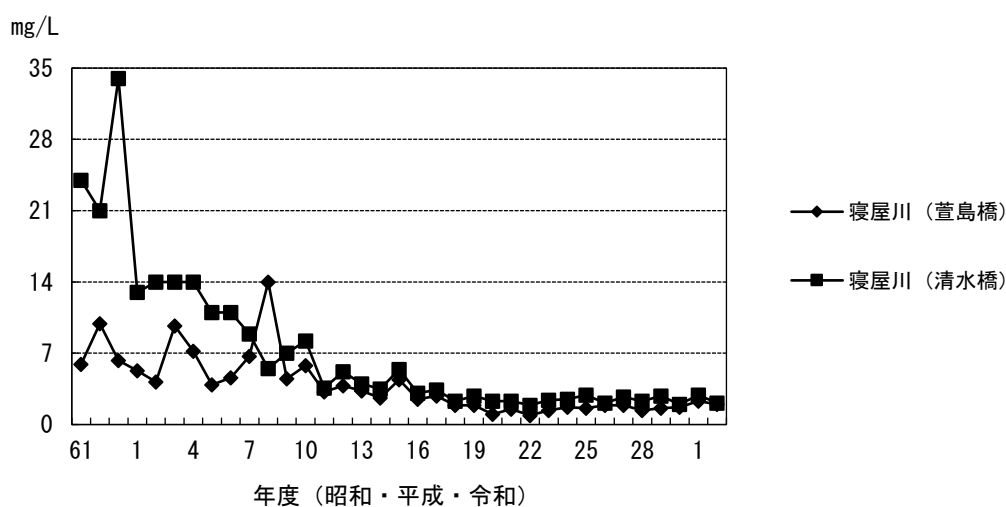


図 2.2.2 寝屋川における生物化学的酸素要求量（平均値）の推移

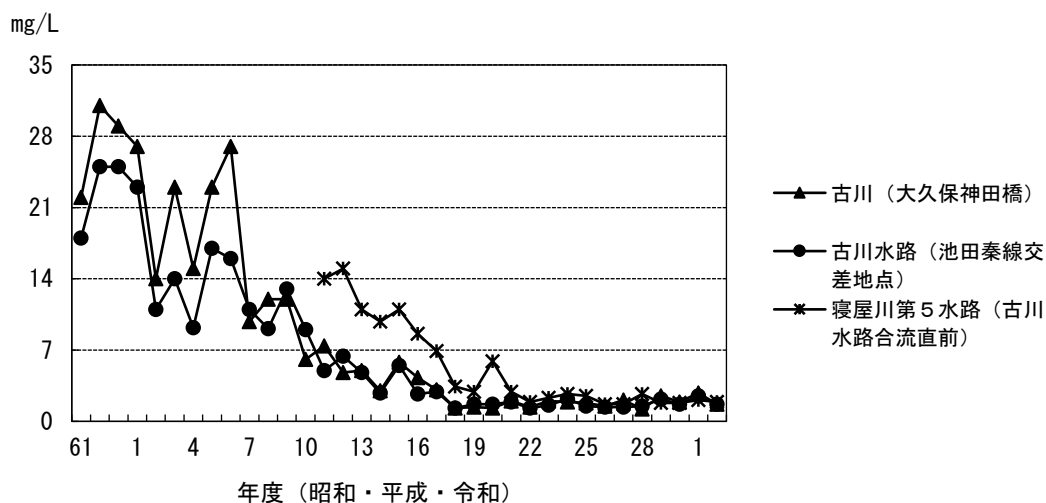


図 2.2.3 古川水系における生物化学的酸素要求量（平均値）の推移

#### 4. 水質汚濁防止法による規制

水質汚濁防止法は、水質悪化を招く汚水・廃液や有害物質を排出する施設や有害物質を貯蔵する施設を特定施設として定め、事前届出制としています。また、これらの施設をもつ工場・事業場（特定事業場）から公共用水域への排水水についても規制を行っています。

水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量等については、日平均排水量が 50 m<sup>3</sup> 以上（大阪府域の場合は、大阪府生活環境の保全等に関する条例及び水質汚濁防止法第三条第三項の規定による排水基準を定める条例により 30 m<sup>3</sup> 以上に対象範囲を拡大）の特定事業場からの排水に関して排水基準が適用されます。ただし、鉛、ヒ素等の有害物質については、特定事業場からの排水量に関係なく排水基準が適用されます。

さらに、日平均排水量 50 m<sup>3</sup> 以上の特定事業場については、濃度規制に加えて化学的酸素要求量について「化学的酸素要求量に係る総量削減計画」に基づいて総量規制を行っています。また、平成 16 年 4 月 1 日から「化学的酸素要求量、窒素含有量及びリン含有量に係る総量削減計画」に基づき窒素含有量及びリン含有量についても総量規制を行っています。

#### 5. 瀬戸内海環境保全特別措置法による規制

瀬戸内海環境保全特別措置法は、瀬戸内海の水質保全を目的とした時限立法であったものが昭和 53 年 6 月に恒久法制化され、現在に至っています。

この法律は、日最大排水量 50 m<sup>3</sup> 以上の工場・事業場が特定施設の新設、増設または構造等変更を行う場合に許可制を採用しており、許可申請時に排水量・汚濁物質等が環境に与える影響について、事前評価を義務付けています。

#### 6. 大阪府生活環境の保全等に関する条例による規制

大阪府生活環境の保全等に関する条例は、地域の特性を考慮し、政令で定める基準に従い水質汚濁防止法に基づく特定施設のほか、届出施設として規制対象施設を追加し、さらに規制項目や排水基準を強化しています。

表 2.2.2 水質汚濁に関する法・条例の適用関係

	特定事業場	届出事業場
	水質汚濁防止法に係る特定施設	大阪府生活環境の保全等に関する条例に係る届出施設
日最大排水量が 50 m <sup>3</sup> /日以上	瀬戸内海環境保全特別措置法 許可制	大阪府生活環境の保全等に関する条例 届出制
日最大排水量が 50 m <sup>3</sup> /日未満	水質汚濁防止法 届出制	

※ 瀬戸内海環境保全特別措置法施行令第 4 条の規定で「下水道終末処理施設」、「地方公共団体が設置するし尿処理施設」、「地方公共団体が設置する廃油処理施設及び廃油処理事業の用に供する廃油処理施設」については、日最大排水量に関らず、水質汚濁防止法適用事業場である。

#### ★寝屋川市環境基本計画（改定版）との関連

本節の取組は、P. 49 に記載の寝屋川市環境基本計画（改定版）において、基本目標 1 及び 2 の中で取り組むべき施策として位置づけられています。

### **第 3 節 苦情・陳情状況**

---

令和 2 年度における水質汚濁に関する苦情は 11 件で、工場・事業場から河川への油流出によるものなどがありました。



## 第3章 騒音・振動



## 第3章 騒音・振動

### 第1節 騒音に係る環境基準

---

環境基本法第16条第1項の規定に基づき、騒音に係る環境上の条件について「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として環境基準が定められ、一般地域（道路に面しない地域）及び道路に面する地域のそれぞれについて、地域の類型・地域の区分及び時間の区分ごとに基準値が定められています。具体的な基準の内容は資料編（P.87～）に示すとおりです。

### 第2節 騒音の現状と対策

---

#### 1. 環境騒音測定調査

令和2年度は、道路に面しない地域（一般地域）24地点において昼間・夜間で各2観測時間の測定を行い、また道路に面する地域8地点において昼間・夜間の基準時間帯の騒音レベル測定を行い、併せて昼間・夜間の交通量調査（10分間交通量）を行いました。騒音レベルの測定調査結果は、道路に面しない地域で、2地点が夜間の環境基準の超過がみられました。詳細な調査結果は資料編（P.94～）に示すとおりです。

#### 2. 第二京阪道路自動車騒音・交通量調査

平成22年3月に第二京阪道路が開通したことに伴い、その影響をみるため市内2地点にて騒音及び交通量の測定を行っています。令和2年度は騒音・交通量とも24時間の連続測定を春季（令和2年5月12日～13日）・秋季（令和2年11月17日～18日）の2回行い、測定結果はいずれも環境基準以内でした。経年変化は資料編（P.99）に示すとおりです。

#### 3. 騒音・振動苦情の現状

騒音・振動問題は、各種公害の中で比較的日常生活と密接な関係を持っており、特に騒音は苦情の中でも多くを占めています。

工場・事業場からの騒音・振動、建設作業に伴う重機等による騒音・振動のほか、近年においては飲食店などのカラオケ等騒音が問題となっており、苦情件数が減少していないのが現状です。また、家庭の日常生活から生じる生活騒音（クーラーの室外機、ペットの鳴き声、テレビの音等）も社会問題となっています。

##### （1）工場・事業場からの騒音・振動

主に製造業の工場・事業場から発生する、金属加工機械、空気圧縮機、送風機などが原因となるもので、騒音規制法・振動規制法では届出の必要な施設を特定施設として指定し、規制基準を定めています。大阪府内においては大阪府生活環境の保全等に関する条例により、届出の対象となる施設を追加し、またすべての事業場を騒音・振動規制の対象としています。最近では、工場跡地を開発してできた住宅地から、元々隣接していた工場・事業場に対する騒音・振動の苦情が寄せられるなど、住工混在した地域が主な発生源となっています。

## **(2) 建設作業の騒音・振動**

建設工事には、建築工事、土木工事、解体工事等があり、ショベル系掘削機等重機を使用する作業に伴い発生する騒音・振動が問題となっています。

建設工事は、騒音規制法・振動規制法においては一過性であることを考慮し、特定建設作業の指定と騒音・振動の大きさ、作業時間の制約等により環境保全を行うとしていますが、実際には騒音・振動レベルが規制基準より小さくても苦情が発生することが多くあります。また、立地条件により防止策に限界があり、衝撃的な音源が多く、音源の移動や連続性、間欠性、不規則性があり、重機のオペレーターに左右されることもあります。

## **(3) 生活騒音**

日常生活において発生する音で「うるさい」と感じると生活騒音となります。主に感覚的、心理的なものであり、クーラーの室外機の音、ペットの鳴き声、マンションの給排水の音など一般家庭から生じる音は、お互いが加害者又は被害者になり、感情的なトラブルが原因となるケースが多く、日常生活のルールづくりが生活騒音の防止につながります。

また、原因のほとんどが法・条例で規制できるものでないため解決が困難であり、近隣同士での話し合いや、自治会等に相談をするようお願いしています。

## **(4) カラオケ騒音**

飲食店などのカラオケ等騒音については、大阪府生活環境の保全等に関する条例で午後 11 時から翌日の午前 6 時までカラオケなどの音響機器の使用を禁止しています。苦情が発生した加害店舗については深夜のパトロールを行い、音量及びカラオケの使用時間帯の調査をし、立入指導、あるいは文書による指導、店舗の改善等の指導を行っています。

## **(5) 低周波音**

人間の耳に聞こえる音の周波数は 20～20,000 Hz といわれています。

普通の騒音ではこの範囲ですが、1～20 Hz の耳に聞こえない低い周波数の騒音が超低周波音です。

通常は 100 Hz 以下の騒音は低周波音と呼ばれ、両者を共にして低周波音としています。低周波音の発生源は多種多様であり、工場・事業場、交通機関などからの低周波音が観測されており、さらに生活環境中においても車の走行や空調機の室外機による低周波音が観測されています。主なものでは、大型の送風機、空気圧縮機、ボイラー、ディーゼルエンジン、ヒートポンプ式給湯器などがあります。

低周波音は、耳に聞こえない分厄介で理解されにくく、普段身の回りに存在するものが多いため気付かれることは少ないですが、家屋の構造や、個人の低周波に対する敏感さで気付くことがあります。

低周波音の人の健康に及ぼす影響については、一般に頭痛、不眠、イライラ、耳鳴り、胸の圧迫感によるめまい、吐き気、その他動悸などの自覚症状があり、心理的にも影響を与えます。



#### 4. 工場・事業場に係る騒音・振動の規制

昭和43年6月に騒音規制法が、昭和51年6月に振動規制法が制定され、特定施設を設置する工場・事業場から発生する騒音・振動の基準が定められています。大阪府生活環境の保全等に関する条例では、工業専用地域の一部を除く地域を規制地域として届出の拡大を図るとともに、全ての工場・事業場から発生する騒音・振動を規制しています。

#### 5. 特定建設作業

建設作業のうち、特に騒音・振動の大きいくい打ち機・削岩機・バックホウなどを使用する作業については、騒音規制法、振動規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例で特定建設作業として規制しており、これらの作業について騒音・振動の大きさや作業時間などについて規制基準が定められています。

#### 6. 自動車騒音・道路交通振動

自動車の運行に伴って発生する騒音・振動については、騒音規制法及び振動規制法で、限度を超えていることにより道路の周辺的生活環境が著しく損なわれていると認められる場合、市町村長は公安委員会に対し当該道路の修繕などの措置を要請できると規定されており、その限度となる基準が定められています。

##### ★寝屋川市環境基本計画（改定版）との関連

本節の取組は、P.49に記載の寝屋川市環境基本計画（改定版）において、基本目標2の中で取り組むべき施策として位置づけられています。

### 第3節 苦情・陳情状況

---

令和2年度における騒音・振動に関する苦情は、騒音77件、振動11件で、建築工事や解体作業によるもの、工場・事業場での作業によるものなどがありました。

市では、公害苦情を減らすために市内のパトロール等を実施し、騒音等で苦情が発生した事業場の調査や指導を行い、再発防止に取り組んでいます。また、解体工事等で重機を使用する場合は届出が必要であり、届出時に騒音等の苦情が発生しないよう指導しています。



## 第 4 章 土壤污染



## 第4章 土 壤 汚 染

### 第1節 土 壤 汚 染

---

土壌汚染は、事業活動などに伴うばいじん・工場排水などを通じて有害物質が土壌中に蓄積することのほか、廃棄物の埋立等により有害物質が直接土壌に混入する場合に発生します。

一旦、重金属などで汚染が発生すると土壌中で自然に分解することなく残留し、農作物の汚染や地下水汚染の原因となります。また、トリクロロエチレンなどの有機塩素系化合物による土壌汚染が原因となる地下水汚染も問題となってきました。

そこで、平成3年8月23日「土壌の汚染に係る環境基準」が重金属等10項目について定められ、さらに平成6年2月21日環境庁告示によって土壌環境基準項目が追加され、25項目になるとともに、鉛と砒素についての基準が強化されました。

平成14年5月には、25項目の特定有害物質を調査対象物質とした「土壌汚染対策法」が公布され、平成15年2月15日施行となりました。土壌汚染対策法は、有害物質を使用している工場・事業場において土壌汚染の有無が不明なまま放置され、住宅や公園のような不特定の人が立ち入る土地利用に供せられることによって生じる、人への健康被害を防ぐことを目的としています。

大阪府では「大阪府生活環境の保全等に関する条例」を改正し、土壌汚染に関する規制等の規定を追加して平成16年1月1日から施行されました。

これまで、「土壌汚染対策法」の特定有害物質は25物質を指定していましたが、平成29年4月1日にクロロエチレン（別名：塩化ビニルモノマー）が追加され26物質となり、平成31年4月1日に特定有害物質のシス-1・2-ジクロロエチレンが、1・2-ジクロロエチレン（シス-1・2-ジクロロエチレンとトランス-1・2-ジクロロエチレンの和）に、四塩化炭素の分解生成物としてジクロロメタンの追加等が改正されました。

また、法律の改正にあわせて「大阪府生活環境の保全等に関する条例」も改正され施行されました。

具体的な基準の内容は資料編（P.101～）に示すとおりです。

土壌汚染に関する指定区域台帳は環境保全課で閲覧できます。

#### ★寝屋川市環境基本計画（改定版）との関連

本節の取組は、P.49に記載の寝屋川市環境基本計画（改定版）において、基本目標2の中で取り組むべき施策として位置づけられています。



## 第 5 章 化学物質





## 第5章 化学物質

### 第1節 ダイオキシン類

---

#### 1. ダイオキシン類とは

ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)、コプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)をまとめてダイオキシン類と呼んでいます。ダイオキシン類は毒性が強い化学物質ですが、PCDDには75種類、PCDFには135種類、コプラナーPCBには13種類の異性体があり、それらの毒性が異なるため、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラージオキシン(2,3,7,8-TCDD)の毒性を1として、毒性等価係数(TEF)を用いて2,3,7,8-TCDDの毒性に換算し、その毒性の強さを毒性等量(TEQ)として表示します。主に発ガン性、生殖毒性、催奇形性、環境ホルモン様作用など幅広い毒性を持つことがわかっています。

ダイオキシン類による環境汚染は、大気、水、土壌等の複数の環境媒体にまたがる問題であり、健康への影響を未然防止する観点から総合的な検討を進める必要があります。

ダイオキシンの発生は、大半が燃焼工程からのものですが、有機塩素化合物の生産過程や廃棄物の焼却過程で非意図的に生成されるので、その発生源は多岐にわたっています。

主な発生源はごみ焼却施設、金属精錬施設などです。

#### 2. ダイオキシン類対策特別措置法による規制

ダイオキシン類による環境汚染の防止やその除去等を図り、国民の健康を保護することを目的としてダイオキシン類対策特別措置法が制定され、そのための施策の基本とすべき基準や、ダイオキシン類を発生する施設に係る排出基準などが定められました。具体的な基準の内容は資料編(P.103)に示すとおりです。

#### 3. ダイオキシン類測定調査

##### (1) 大気中のダイオキシン類

大気環境中のダイオキシン類濃度について、成田局のある中央高齢者福祉センターで調査した結果、環境基準値を下回っていました。測定結果は資料編(P.103)に示すとおりです。

##### (2) 河川・地下水中のダイオキシン類

寝屋川の水質および底質のダイオキシン類濃度について、南水苑橋で調査した結果、いずれも環境基準値を下回っていました。また、地下水質について、市内2地点で調査した結果、いずれも環境基準値を下回っていました。測定結果は資料編(P.103)に示すとおりです。

##### (3) 土壌中のダイオキシン類

土壌中のダイオキシン類濃度について、寝屋川市が資料編(P.104)に示す3か所の公園で調査した結果、いずれも環境基準値を下回っていました。測定結果は資料編(P.104)に示すとおりです。

## ★寝屋川市環境基本計画（改定版）との関連

本節の取組は、P. 49 に記載の寝屋川市環境基本計画（改定版）において、基本目標 2 の中で取り組むべき施策として位置づけられています。

## 第 2 節 アスベスト

アスベストは石綿（「いしわた」又は「せきめん」）とも言われ、天然に存在する繊維状の物質です。アスベストは軟らかく、耐熱・対磨耗性に優れているため、ボイラー暖房パイプの被覆、自動車のブレーキ、建築材など広く利用されてきました。

しかし、アスベストを多量に吸収すると、15～40 年の長期間を経た後に「肺がん」や「中皮腫」を発症するおそれがあると言われており、平成 17 年 6 月に石綿使用製品を製造していた工場の周辺に長期間居住していた住民に中皮腫発症者が存在することが公表されたことから、アスベストによる健康被害に対する不安・懸念が高まっています。

WHO（世界保健機構）では、アスベストを肺がん物質と断定し、日本でも大気汚染防止法により、平成元年に「特定粉じん」に指定され、使用制限されるようになりました（吹付け石綿は昭和 50 年に施工の原則禁止、成形板は平成 16 年 10 月に製造禁止）。

令和 2 年度は、大阪府が府域 4 地点で大気中のアスベスト濃度調査を実施しました。各調査地点におけるアスベスト濃度の平均値は 0.062 本/L～0.10 本/L でした。寝屋川市域での測定は行われていません。

また、アスベストを含む建築材料を使用した建築物や工作物の解体・改造・補修の作業にあたっては、法令によりアスベストの飛散防止措置をとることが規定されています。

寝屋川市では、一定規模以上のアスベストの解体現場に立入し、適正に養生や作業が行われているかを確認しています。令和 2 年度は 21 件の立入検査を行いました。

世界の都市部の一般環境中の石綿濃度は 1 本～10 本/L 程度であり、この程度であれば、健康リスクは検出できないほど低い。(※)

(※) WHO の環境保健クライテリア

## 第6章 廃棄物



## 第6章 廃棄物

### 第1節 ごみの現状と取組

#### 1. ごみ減量・資源化の推進

国において、廃棄物・リサイクル対策を総合的・計画的に推進するため、「循環型社会形成推進基本法」をはじめとした、リサイクル関連法等を制定するなど、循環型社会の構築に向けた法整備が行われてきました。

本市においても、ごみの発生抑制・再使用・資源化をさらに推進するため「寝屋川市一般廃棄物処理基本計画」に基づき4R（※）の啓発・周知に努めるとともに、市民・事業者・行政が自らの役割と責任を果たし、協働して取り組み、ごみの発生抑制・分別収集の徹底等、ごみの減量化を推進していきます。

#### （1）一般廃棄物処理基本計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）では、第6条第1項の規定により、「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない。」とされています。

寝屋川市（以下「本市」という。）では、平成23年（2011年）3月に一般廃棄物処理基本計画（以下「前計画」という。）を策定し、一般廃棄物の処理に関する方向性を示してきました。一方、少子・高齢化の進行や人口減少、安全・安心なまちづくりへの関心の高まりなど、社会情勢は大きく変化してきました。また、大型台風やゲリラ豪雨、猛暑日の増加など、身近なところに気候変動の影響が現れており、平成27年（2015年）には温室効果ガスの大幅削減を目標としたパリ協定が採択されました。さらに同年、気候変動、資源の枯渇、自然破壊、貧困や不平等・格差等の様々な問題の根本的解決に向け、「持続可能な開発目標（SDGs）」を掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されています。

また、令和元年（2019年）末に発生した新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、外出や経済活動の自粛等により、国民一人一人のライフスタイルに大きな変化をもたらしています。

このように、ごみを処理することだけでなく、安全・安心を基盤として、経済・社会・環境を統合的に向上させるマルチベネフィットの創出に向けた取組を総合的かつ計画的に推進していくことが求められる中、前計画の改定時期であり、前計画策定後の一般廃棄物関連施策の推進に伴う社会情勢の変化を踏まえて、このたび計画を改定しました。

#### 【基本理念】

持続可能な循環共生型のまち ねやがわ

～ みんなでとりくむ、ごみの排出抑制、循環的な利用の推進 ～

#### 【基本方針】

“もったいない”による4Rの深化

“もったいない”を合言葉に一人一人がライフスタイルの見直しを行い、ただ減量するのではなく、資源化可能物（古紙やプラスチック類、食品残渣など）の確実な資源化、

質の高い資源化をめざします。

Refuse(リフューズ：断る)、Reduce(リデュース：発生抑制)、Reuse(リユース：再使用)、Recycle(リサイクル：再生利用)の4Rを推進し、「環境への負荷が少ない循環型社会」をめざします。

#### 安全・安心なごみ処理の推進

排出抑制、再資源化を行った上で、なお排出されるごみについては、安全かつ安心なごみ処理を行います。また、適正処理を図りつつ、エネルギー回収を積極的に行い、循環型社会に寄与する「環境にやさしいごみ処理」をめざします。

さらに、今後も起こりうる大規模災害や全国的な感染症の蔓延等の非常事態においては、その事態に対応した排出ルールの徹底や確実な収集・運搬及び処理により、ごみの衛生的処理と公衆衛生の向上が実現されるよう、平時から体制を構築します。

#### 責任と役割に応じた行動の推進

廃棄物処理法において、国民（市民）・事業者・行政の責務が定められています。市民・事業者・行政が同じ目的意識を持って、三者が有機的に繋がることにより、相乗効果をもたらし、「循環共生型のまち」の実現をめざします。

- ※ 4Rとは、Refuse（リフューズ）、Reduce（リデュース）、Reuse（リユース）、Recycle（リサイクル）の頭文字をとった言葉であり、環境にできるだけ負荷をかけない循環型社会の形成を推進するための標語です。

Refuse：不要なレジ袋などを受け取らないこと

Reduce：長持ちする物を買うなどしてごみを減らすこと

Reuse：使わなくなったものを捨てずに再使用すること

Recycle：再資源化して利用すること

#### 【ごみ減量化目標】

##### 目標の設定年度

目標年度：令和12年度（2030年度）

中間目標年度：令和7年度（2025年度）

基準年度：令和元年度（2019年度）

減量化・再資源化目標値

項目	令和元年度 (2019年度) 実績	令和12年度 (2030年度) 目標値	削減量・率
ごみ総排出量	71,771 t	59,051 t	-12,720 t (-17.7%)
ごみ総排出原単位	845.1g/人・日	752.4g/人・日	-92.7g/人・日
家庭系ごみ	48,840 t	41,632 t	-7,208 t (-14.8%)
事業系ごみ	17,109 t	13,345 t	-3,764 t (-22%)
リサイクル率	21.3%	27.4%	+6.1%
焼却処理量	55,312 t	46,212 t	-9,100 t (-16.5%)

- ※ ごみ総排出原単位とは、市民1人1日当たりのごみ排出量を示すもので、総排出量÷人口÷365日（閏年は366日）より求められ、単位は、g/人・日で表します。
- ※ ごみ総排出量は、資源集団回収量を含んだ数値で算定。
- ※ 各年度の人口は、10月1日の数値で算定。

令和2年度の実績は、家庭系ごみ排出原単位4.9%減（平成21年度比）、事業系ごみ排出原単位10.9%減（平成21年度比）、再生利用率21.2%、最終処分量29.5%減（平成21年度比）であり、経年変化は図に示すとおりです。詳細な数値は資料編（P.113）に示すとおりです。

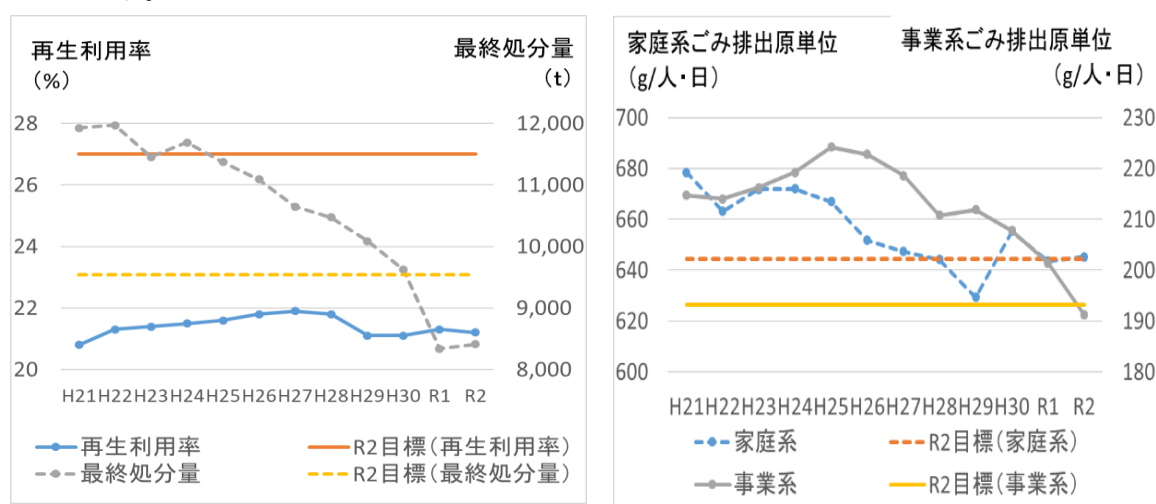


図 6.1.1 ごみ減量化目標に対する実績の推移

## **(2) リサイクル関連法への対応**

### **① 容器包装リサイクル法**

平成 12 年 4 月に完全施行された「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律（容器包装リサイクル法）」に基づき、平成 11 年 1 月からペットボトル、平成 14 年 1 月からプラスチック製容器包装の分別収集を開始してきましたが、平成 20 年 4 月から古紙・古布を新たな収集区分に加えるとともに、北河内 4 市リサイクルプラザの稼働に伴い、ペットボトルとプラスチック製容器包装を同一袋収集に変更しました。

### **② 家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）**

平成 13 年 4 月から家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）がスタートしました。この法律では特定の家電（テレビ・エアコン・冷蔵庫及び冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機）がリサイクルの対象となっており、廃棄物処理をせず、メーカーにより再資源化することを義務付けています。

## **2. 具体的な取組**

### **(1) 蛍光灯・スプレー缶拠点回収**

蛍光灯についてはその再生利用やリサイクルを図るため、またスプレー缶については残留ガスの噴出による収集車両の火災事故を未然に防ぐために、平成 12 年 8 月から地域毎に回収箇所を設置し、拠点回収を実施しています。

### **(2) 小型家電のボックス回収**

使用済小型家電の適正処理とリサイクル及び最終処分量の減量化を図るために、平成 30 年 7 月からボックス回収を実施しています。

### **(3) 小型充電式電池のボックス回収**

小型充電式電池の適正処理とリサイクルを図るために、令和元年 5 月からボックス回収を実施しています。

### **(4) フードドライブ**

食品ロスの削減や食品の有効利用を目的として、家庭で余っている食品を持ち寄り、広く地域の福祉団体や施設等に寄付するボランティア活動であるフードドライブを、平成 30 年 5 月から期間限定で実施しています。

### **(5) 雑がみ及びペットボトルキャップ回収事業**

ごみの減量やリサイクルを促進するため、市内全小中学校に雑紙・ペットボトルキャップの回収ボックスを設置し、生徒・児童から各家庭の雑紙などの回収を呼びかけ、デザート等で還元する事業を令和 2 年 10 月から実施しています。

### **(6) 資源集団回収活動報奨金交付制度（古紙等回収活動助成）**

自治会・子ども会等の団体が自主的に行う資源回収活動に対し、報奨金を交付することにより活動を支援し、市民一人ひとりがごみ問題に対する意識の向上とごみの減量及び資源化を促進していくための制度です。資源集団回収量は次の表に示すとおりです。また、経年



変化は資料編（P.113）に示すとおりです。

○交付団体数・・・325 団体（令和2年度）

○報奨金単価・・・1 kg 当たり 6 円

**表 6.1.1 令和2年資源集団回収量**

区 分	令和2年1～6月	令和2年7～12月
新聞紙	1,380,305 kg	1,382,208 kg
雑誌	510,773 kg	357,027 kg
段ボール	391,394 kg	424,362 kg
古布	103,496 kg	66,074 kg
牛乳パック	5,452 kg	4,202 kg
雑紙	115,756 kg	108,279 kg
アルミ缶	90,557 kg	91,675 kg
合 計	2,597,733 kg	2,433,827 kg

### （7）生ごみ処理機購入費補助金交付制度

家庭から排出される生ごみを自家処理することを目的とし、電動式生ごみ処理機の購入費用の一部を補助することにより、生ごみの減量や堆肥としての有効利用を促進していくための制度です。令和2年度は、生ごみ処理機 11 台（182,600 円）を補助しました。

生ごみ処理機・・・購入予定金額の 1/2、又は 20,000 円のいずれか低い額

### （8）ごみ減量マイスター認定制度

市民自らが行うごみ減量に関する取組を推進し、地域の中で活動するリーダーを養成するため、ごみ減量マイスターの認定制度を設け、ごみ減量マイスター養成講座や情報交換会等を定期的で開催しています。

認定者数 初級 128 人 中級 60 人 上級 25 人（令和3年3月31日現在）

### （9）環境にやさしいエコ・ショップ

エコ・ショップとは、簡易包装の推進等の環境にやさしい取組を行うことを宣言し実践している販売店で、令和3年3月31日現在で市内 10 店舗が登録しています。なお、取組内容については店舗により異なります。

### （10）出前講座

環境や資源の保護、ごみの減量化等を通じて生活に役立つ出前講座を行いました。

令和2年度 0 団体 0 人

※出前講座の制度は終了しましたが、要望に応じて随時講座を行っています。

### （11）施設見学

ごみを燃やした時の余熱利用で発電や温水利用、太陽光発電等の環境にやさしいクリーンセンターの施設見学を案内しています。

令和2年度 17 団体 806 人

### （12）環境啓発

コミセン祭りや他団体の催しに、ごみ減量等の環境啓発活動の参加や、駅前等で街頭PR

をしています。

表 6.1.2 エコ・ショップの取組状況

エコ・ショップ名	場 所	取り組んでいる事業
佐竹食品(株)寝屋川店	池田本町 7-6	③④ ⑧ ⑩
(株)万代寝屋川店	東大和町 7-21	①②③④⑤⑥ ⑨⑩
(株)万代萱島店	萱島東 2 丁目 12-33	①②③④⑤⑥ ⑨⑩
(株)平和堂アル・プラザ香里園	日新町 5-5	① ③④⑤⑥ ⑨⑩
イズミヤ(株)寝屋川店	早子町 23-1-104	①②③④⑤⑥⑦ ⑨⑩
(株)大近ラッキー寝屋川店	早子町 23-2B-112	①②③④⑤⑥ ⑧⑨⑩
(株)平和堂フレンドマート東寝屋川店	打上中町 9-5	① ③④⑤⑥ ⑨
ライフ寝屋川店	昭栄町 18-1	① ③④⑤⑥ ⑨⑩
ライフ香里園店	香里新町 28-3-1	① ③④⑤⑥ ⑨⑩
ライフ寝屋川黒原店	黒原新町 9-8	① ③④⑤⑥ ⑨⑩

- ①包装紙、袋等の簡素化など簡易包装の推進
- ②紙、プラスチック等の使い捨て容器を使用した製品の販売の自粛
- ③あき缶・びん等不要となった容器の回収
- ④再生品を使用したエコマーク商品の販売
- ⑤広告チラシ、事務用品等紙の使用量の抑制
- ⑥再生紙等再商品の利用促進
- ⑦販売品の修理サービスへの積極的な取組
- ⑧地域集団回収への協力
- ⑨消費者に対し、ごみの減量化・リサイクルの呼びかけをしている
- ⑩そのほか、店の創意工夫によるごみの減量化・リサイクルの推進

### 3. ごみ処理の状況

寝屋川市におけるごみの排出量は年々減少傾向にあり、令和2年度におけるごみ排出量は65,413 t、処理に要した費用は20.1億円でした。また、資源ごみ等の回収量は、ほぼ横ばい傾向にあり、令和2年度における回収量は5,320 tでした。内訳や経年変化は、資料編(P. 112)に示すとおりです。

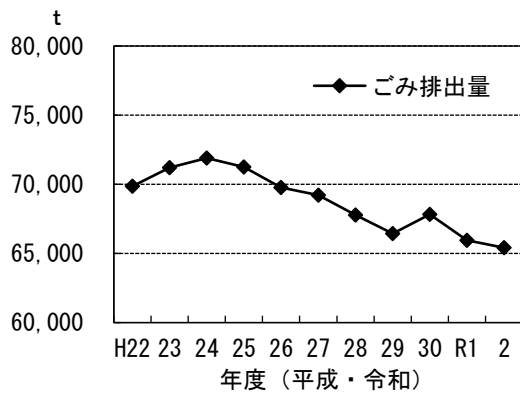


図 6.1.2 ごみ排出量の推移

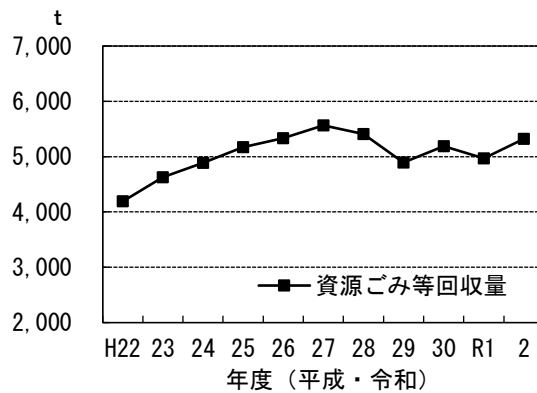


図 6.1.3 資源ごみ等回収量の推移

※平成20年度から古紙・古布の分別収集を実施しています。

#### 4. クリーンセンターの現状

・施設概要

- |   |       |                            |
|---|-------|----------------------------|
| ① | 名称    | 寝屋川市クリーンセンター（焼却施設）         |
|   | 完成日   | 平成30年3月30日                 |
|   | 処理能力  | 200 t/日（100 t/日×2基）        |
|   | 処理対象物 | 可燃ごみ                       |
|   | 焼却炉形式 | 全連続燃焼式ストーカ炉                |
|   | 処理フロー | 資料編（P.114）に示すとおり           |
| ② | 名称    | 寝屋川市クリーンセンター（破碎施設）         |
|   | 完成日   | 平成6年3月22日                  |
|   | 処理能力  | 破碎75 t/日・切断7 t/日・手選別25 t/日 |
|   | 処理対象物 | 粗大ごみ、不燃ごみ、資源ごみ             |
|   | 処理フロー | 資料編（P.115）に示すとおり           |

表 6.1.3 令和2年度排ガス測定結果

一般項目

	測定項目 採取日	ばいじん (g/m <sup>3</sup> N)	硫黄酸化物 (m <sup>3</sup> N/h)	窒素酸化物 (ppm)	塩化水素 (mg/m <sup>3</sup> N)
1号炉	6月3日	<0.001	0.21	14	14
	8月13日	<0.001	0.26	-	-
	9月2日	<0.001	0.17	-	-
	11月6日	<0.001	0.32	5	20
	1月28日	<0.001	0.31	-	-
	3月4日	<0.001	0.049	-	-
2号炉	6月3日	<0.001	0.37	19	15
	8月13日	<0.001	0.22	-	-
	9月2日	<0.001	0.20	-	-
	11月6日	<0.001	0.29	14	14
	1月28日	<0.001	0.27	-	-
	3月4日	<0.001	0.34	-	-
	排出基準	0.04	6.0	250	700

※ 排出基準は「大気汚染防止法」「大阪府生活環境の保全等に関する条例」によります。

※ 上記の数値はO<sub>2</sub>12%換算値です。（硫黄酸化物を除く）

## ダイオキシン類

測定項目 採取日	排ガス (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)		ばいじん (ng-TEQ/g)	燃え殻 (ng-TEQ/g)
5月7日	-		0.49	-
8月5日	-		0.23	-
11月6日	1号炉	2号炉	0.58	0.027
	0.000062	0.000053		
1月7日	-		0.20	-
排出基準	0.1		3	3

※ 排出基準は「ダイオキシン類対策特別措置法」によります。

### 5. 北河内4市リサイクルプラザ

寝屋川市、枚方市、四條畷市、交野市の4市で、循環型社会をめざして、ペットボトルとプラスチック製容器包装のリサイクルに共同で取り組むため、平成16年6月1日に設立された北河内4市リサイクル施設組合により建設された北河内4市リサイクルプラザ（かざぐるま）が、平成20年2月1日から稼働しています。

当施設において、ペットボトルとプラスチック製容器包装を選別し、圧縮梱包した後、指定法人（公財）日本容器包装リサイクル協会へ引き渡しリサイクルしています。

#### ・施設概要

名 称	北河内4市リサイクルプラザ（かざぐるま）
完 成 日	平成19年12月31日
処 理 能 力	53 t / 日
処 理 対 象 物	ペットボトル、プラスチック製容器包装
処 理 概 要	選別・圧縮梱包
構 造	管理棟 鉄筋コンクリート造3階建 処理棟 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造4階建

#### ★寝屋川市環境基本計画（改定版）との関連

本節の取組は、P. 49に記載の寝屋川市環境基本計画（改定版）において、基本目標3、4及び5の中で取り組むべき施策として位置づけられています。

## 第2節 し 尿

本市のし尿処理は、昭和39年に処理能力54 kℓ/日の緑風園第1事業所の操業を開始し、昭和43年に140 kℓ/日に改造増設しました。その後人口増による能力不足に対処するため、昭和47年に新たに150 kℓ/日の緑風園第2事業所を建設し合計290 kℓ/日の能力としました。しかし公共下水道の進捗によるし尿処理量の減少に伴い、平成2年には緑風園第1事業所を一部縮小し合計220 kℓ/日としました。また浄化槽汚泥の増加に対応するため、平成4年に緑風園第2事業所に浄化槽汚泥処理施設を建設し、150kℓ/日のうち55 kℓ/日を浄化槽汚泥専用とし、さらに平成9年には緑風園第1事業所を閉鎖し第2事業所（現在の緑風園）のみで市全域のし尿等を処理していました。

平成19年度以降、安定した生物処理が困難な状況となり、放流水質の面で現有施設での対応が厳しくなったことから、これらの課題に対応するために処理方式を変更し、搬入されたし尿及び浄化槽汚泥を一次処理（前処理）して分離液を希釈した後に公共下水道へ放流しています。

令和2年度末現在、し尿くみとり人口は378人(242世帯)で総人口に占める割合は約0.16%、浄化槽人口は2,983人で同約1.30%となっています。し尿収集処理量は1,946kℓ/年で、その内訳は、し尿802kℓ/年、浄化槽汚泥1,144kℓ/年となっています。経年変化は、資料編(P.117)に示すとおりです。

### ・施設概要

名 称	寝屋川市緑風園（旧第2事業所）
敷地面積	14,026 m <sup>2</sup>
計画処理量	処理能力 34.5 kℓ/日 （し尿 15.2 kℓ/日・浄化槽汚泥 19.3 kℓ/日） 緊急時 69.0 kℓ/日
処 理 概 要	除渣＋希釈放流
処 理 フ ロ ー	資料編（P.117、118）に示すとおり

### ★寝屋川市環境基本計画（改定版）との関連

本節の取組は、P.49に記載の寝屋川市環境基本計画（改定版）において、基本目標1、2及び4の中で取り組むべき施策として位置づけられています。

表 6.2.1 令和2年度下水道放流水水質測定結果

項目 測定日	水素イオン 濃度 pH (指数)	生物化学的 酸素要求量 BOD (mg/L)	浮遊物質量 SS (mg/L)	ノルマルヘキサン 抽出物含有量 (鉱油類) (mg/L)	ノルマルヘキサン 抽出物含有量 (動物油脂類) (mg/L)	窒素含有量 T-N (mg/L)	燐含有量 T-P (mg/L)
4月16日	7.1	59.2	82	<1	6.1	37.7	4.27
5月14日	7.2	94.0	86	<1	5.5	53.8	5.94
6月11日	7.2	43.2	73	<1	12.1	36.7	4.85
7月9日	7.3	43.2	118	<1	4.2	32.9	4.64
8月6日	7.2	43.3	150	<1	9.9	61.4	8.52
9月10日	7.6	27.0	18	<1	1.8	45.2	5.56
10月8日	7.2	90.4	210	<1	5.6	59.0	8.05
11月12日	7.2	59.5	332	1.6	19.7	40.3	4.95
12月10日	7.4	62.9	114	<1	6.6	104	11.0
1月14日	7.5	265	350	<1	18.0	127	12.0
2月12日	7.0	130	200	<1	10.6	79.8	8.84
3月11日	7.0	246	176	<1	11.2	75.0	9.21
規制基準値	5~9	600	600	5	30	240	32

※ 規制基準値は、下水道法及び寝屋川市下水道条例によります。

表 6.2.2 令和2年度臭気測定結果

第1号規制 敷地境界線

(単位：ppm)

測定項目	規制基準値	測定結果	
		A地点	B地点
アンモニア	1	<0.1	<0.1
		<0.1	<0.1
メチルメルカプタン	0.002	<0.001	<0.001
		<0.001	<0.001
硫化水素	0.02	0.001	<0.001
		<0.001	<0.001
硫化メチル	0.01	<0.001	<0.001
		<0.001	<0.001
二硫化メチル	0.009	<0.001	<0.001
		<0.001	<0.001

※ 規制基準値は、悪臭防止法によります。

※ 測定日：上段 令和2年8月7日、下段 令和3年2月2日

第2号規制 臭突

(単位：m<sup>3</sup>N/h)

測定項目	規制基準値	測定結果	備考
アンモニア	80.7	<0.1	
硫化水素	1.6	0.004	
メチルメルカプタン	0.16	<0.001	悪臭防止法で規制されていないが、参考として測定
硫化メチル	0.81	<0.001	
二硫化メチル	0.73	<0.001	

※ 規制基準値は、悪臭防止法によります。

※ 測定日：令和2年8月7日

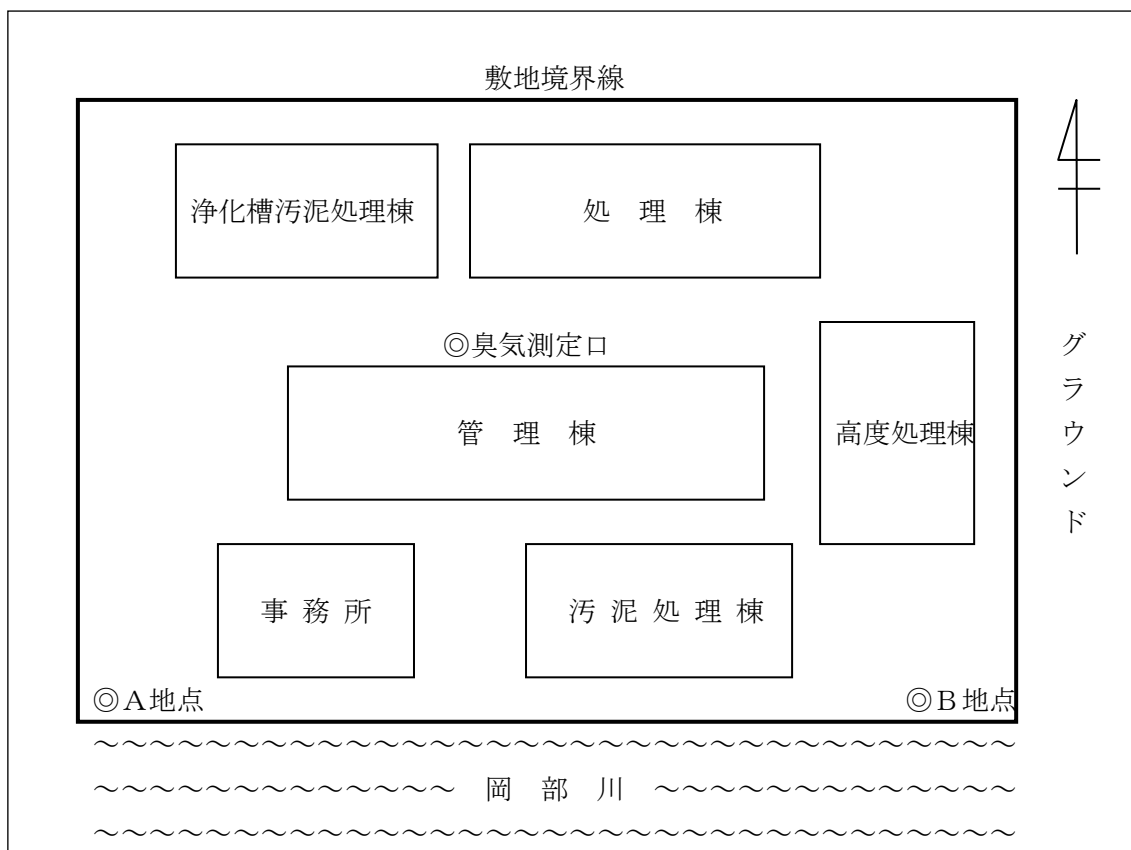


図 6.2.1 臭気測定地点図

### **第3節 産業廃棄物**

産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類など「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」に定められた20種類のことを指し、排出事業者又は許可業者が処理することとなっています。

#### **1. 産業廃棄物処理業者等の規制・指導**

産業廃棄物収集運搬業や処分量の許可、産業廃棄物処理施設の設置許可のほか、処理業者等に対する立入検査を実施し、産業廃棄物の適正処理について指導を行っています。

#### **2. 産業廃棄物排出事業者等の規制・指導**

廃棄物処理法に基づき、前年度に産業廃棄物処理業者に収集運搬又は処分を委託し、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付した事業者は、産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出が義務付けられています。上記の報告書に基づき、産業廃棄物の委託基準、保管基準の遵守について規制・指導を行っています。

また、前年度の産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。）の発生量が1,000トン以上又は特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上である事業者は、廃棄物処理法の規定に基づき産業廃棄物処理計画書及び産業廃棄物処理計画実施状況報告書の提出が義務付けられています。提出されたこれらの計画書及び報告書は、市ホームページ上で公表しています。

#### **3. 産業廃棄物の不適正処理対策**

産業廃棄物の不適正処理には、不法投棄、不適正保管、不法焼却などがあり、適正に処理しなければ悪臭や粉じん、害虫などが発生し、水質汚濁や大気汚染が生じることがあります。本市では、庁内の関係部署及び庁外の関係機関と連携して、産業廃棄物の不適正処理に対する規制・指導を行うとともに、不適正処理の防止及び早期発見のためパトロールを行っています。

#### **4. 自動車リサイクル法に基づく規制・指導**

「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」とは、ごみを減らし、資源を無駄遣いしないリサイクル型社会を作るために、自動車のリサイクルについて自動車の所有者、関連事業者、自動車メーカー・輸入業者の役割を定めた法律です。本市では、自動車リサイクル法に基づき使用済自動車等の処理を行う業者に対する規制・指導を行っています。

#### **5. ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正処理の指導**

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づき、PCB廃棄物を保管している事業者及びPCB使用製品を所有している事業者は、毎年度PCB廃棄物等の保管及び処分状況等について届出を行うことが義務付けられています。

また、市内の事業所や寝屋川市が保管しているPCB廃棄物のほか、PCB使用製品及び未届出のPCB廃棄物については、掘り起こし調査を実施するなど、市域内におけるPCB廃棄物の処理期限内の適正処理に向けた取組を進めています。



## 第7章 環境啓発と学習



## 第7章 環境啓発と学習

### 第1節 環境啓発と環境学習

#### 1. 環境美化の推進

寝屋川市では、寝屋川市美しいまちづくり条例を制定し、市民・事業者・行政がそれぞれの責任と役割を果たすことを基本にして、安全で清潔な、みどり豊かなまちづくりを進めるため、環境美化を推進しています。

表 7.1.1 寝屋川市美しいまちづくり条例の規制内容と罰則等

規制内容	対象場所	勧告、命令違反者に対する罰則など
歩行喫煙の禁止	市内の公共の場所 ※周辺に通行する人がなく、他人に危害をあたえるおそれのない場合は除く	氏名などの公表
空き地の適正管理	市内の空き地	氏名などの公表と5万円以下の過料
ため池の危険防止	市内のため池	
資材・廃材などの適正管理	市内の公共の場所、他人の所有地、自己の資材・廃材置き場	氏名などの公表と5万円以下の過料
飼い犬などペットの放し飼い禁止（警察犬・盲導犬などは除く）	市内の公共の場所、他人の所有地	氏名などの公表
ポイ捨ての禁止		氏名などの公表と2万円以下の過料
ペットのフンの放置禁止		
ビラなどの印刷物の散乱禁止		
落書きの禁止	氏名などの公表と5万円以下の過料	
飲食物等の回収容器の設置	市内の自動販売機設置場所	氏名などの公表

表 7.1.2 令和2年度環境美化等啓発内容

啓発内容	実績
駅前啓発	ポイ捨て禁止啓発（市内4駅） 実施状況：資料編P.124

## 2. 寝屋川市環境フェア

近年、地球温暖化・オゾン層の破壊・酸性雨等地球規模での環境問題がクローズアップされ、国際的な環境問題への対応が求められています。一方、身近な環境問題として、自動車排ガスによる大気汚染、生活排水による水質汚濁、廃棄物の問題等があり、また、自然環境の保護やみどりの回復等、環境保全への対応が求められています。

これらの環境問題は、市民生活や社会のしくみと深い関わりをもっていることから、市民とともに考え、環境にやさしい暮らしの実践を図るとともに、花と緑に対する市民意識の高揚を図る必要があり、環境啓発イベントを開催してきました。

平成8年度までは、「環境フェア」として当時の環境保全課が主催し、ごみ減量推進課（現環境総務課）の協力で寝屋川市のグリーンシティで開催していました。平成9年度から「環境フェア」に代わり、寝屋川市太秦桜が丘の打上川治水緑地で「寝屋川市エコ・フェスタ」を開催し、公園緑地課（現公園みどり課）「花と緑のフェア」・消費生活センター「消費生活展」との合同開催によりイベント規模を拡大しました。また、平成10年度より農業まつりとの同時開催により、イベントの一層の活性化と合理化を図りました。

平成29年度からは「みどり・水・くらしを考えよう」をテーマに「寝屋川市環境フェア」を寝屋川市立中央小学校で開催しています。イベントの開催に当たり、どうしても排出を抑えることのできない二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）を地元企業の省エネ活動により削減されたCO<sub>2</sub>で埋め合わせをすることで、イベントの開催によるCO<sub>2</sub>の排出量を実質ゼロとするカーボン・オフセットを実施し、来場者へCO<sub>2</sub>の排出抑制の啓発を行いました。

令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止となりました。



### 3. 美しいまちづくり表彰

前項の寝屋川市環境フェアにおいて、美化・清掃活動、緑化活動、ポイ捨て防止や自然への理解を深める環境啓発活動などを行い、要件に該当する個人または団体（自治会、老人会、子ども会など）に対して、市長より美しいまちづくり表彰を授与する表彰式典を行っています。

令和2年度は、環境フェアが中止となったため、表彰式典は行いませんでしたが、個人63名と19団体が表彰されました。表彰対象となった活動の例としては、「毎日早朝に公園や散歩道にわたる一帯のごみ拾い、花壇への散水をし、日常的に手入れと管理をしている」や、「毎朝、自主的に自身の勤務先周辺の清掃活動を継続し、美しいまちづくり推進員としても10年以上にわたり積極的に参加を続けている」などがありました。

### 4. 親子でみる自然散策と水辺の生物観察会

昭和63年に事業を開始し、寝屋川市は平成元年から参加しています。平成29年度からは四條畷市及び寝屋川市で事業を継続しています。

河川や海の汚れの原因は、従来工場からの排水が中心でしたが、工場からの排水は、法律や条例により厳しく規制され、現在では、生活排水が汚れの中心になっています。

水辺環境や河川等の水質を改善するためには、各個人の水質保全に対する認識を深めてもらうことが年々重要になってきています。

この「親子でみる自然散策と水辺の生物観察会」は、山間の溪流の水生生物を観察することにより、本市との水質の違いを確認し、水質保全の重要性の認識を深めてもらうために行っています。令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止となりました。

表 7.1.4 市別参加人数（令和元年度実績）

区 分	寝屋川市	四條畷市	合計
人数（人）	30	28	58



写真 開催の様子

## 5. こどもエコ・クラブ

21 世紀を担う子どもたちが将来にわたり環境を大切にする意識を持ち、環境にやさしい暮らし方を実践していくことが必要です。

環境省では、平成7年度から「こどもエコ・クラブ」事業を通じて、子どもたちの地域の中での主体的な環境の学習や実践活動を支援しています。令和元年度は、登録団体がありませんでした。登録団体がない現状を踏まえ、次項の出前講座の申込促進をはじめ、小中学校等の授業時間を活用するなどして、子どもを対象とした様々な環境学習に取り組みます。

## 6. 出前講座

講座を通じて、市民のみなさんが将来にわたり環境を大切にする意識を持ち、環境にやさしい暮らし方を実践していただくために出前講座を開催しています。令和2年度の開催状況は、以下のとおりです。

- (1) 地球の危機 温暖化・・・・・・・・・・0回（0人）
- (2) つくろう！美しいまち・・・・・・・・・・0回（0人）
- (3) ねやがわの生物多様性・・・・・・・・・・0回（0人）

経年変化は資料編（P.125）に示すとおりです。制度としての出前講座は、令和元年度をもって終了しましたが、地域での環境に対する理解を深めるため、要望に応じて出前講座に取り組みます。

## 7. 関係団体における主な環境保全の取組

寝屋川市の様々な環境問題に対して、市民と行政で継続的に実施している主な活動事項を紹介します（五十音順）。

### （1）大阪府立大学工業高等専門学校 鯨坂研究室

令和2年度は高専の出前授業の一つとして「浸水歩行体験」に取り組みました。この活動は、水災害時に冠水した道路や浸水した床面の歩行が非常に困難かつ危険であることを、身をもって体験していただくことを目的としています。従って、訓練して上手くなろうということではなく、この体験を通じて、実際にはそのような状況になる前に早めの避難行動や垂直避難を心掛けなければならないということを説明しています。今回は京都市の桃山南学区総合防災訓練に参加して、高専のお兄さん・お姉さん（学生たち）が、地元の小学生や住民の方々への説明を行いました。過去には寝屋川市の環境フェア等でも紹介しており、徐々に広がりを見せているところです。今後も継続的に活動を行っていきたいと考えています。

所在地：寝屋川市幸町 26-12 大阪府立大学工業高等専門学校

連絡先：鯨坂誠之 072-820-8586（研究室直通） [ajisaka@osaka-pct.ac.jp](mailto:ajisaka@osaka-pct.ac.jp)



写真 浸水歩行体験の様子

## (2) 生物多様性センター（大阪府立環境農林水産総合研究所）

寝屋川市木屋元町に施設を構え、府内の生物多様性の保全のため、在来生物の調査・保全、外来生物の影響調査と対策、府民の安心安全を守る取り組み、生物多様性活動支援・技術普及などを行っています。また、市民に参加いただける体験学習、企画展、談話会などを多数開催しています。

所在地：寝屋川市木屋元町 10-4

連絡先：072-833-2770

表 7.1.5 生物多様性センターで開催したイベント

実施日	内容	参加者
令和2年7月13日(月)～ 令和2年10月2日(金)	生物多様性センター企画展 「行こう！大阪の魅力あふれる生物多様性ホットスポット」	一般 581名
令和2年8月22日(土)	生物多様性センター談話会 「知ろう、伝えよう生物多様性ホットスポット～世界の中の日本、日本の中の大阪～」	一般 87名
令和2年10月4日(日)	生物多様性センター 生きものふれあいイベント	一般 55名
令和2年10月4日(日)～ 令和3年1月29日(金)	生物多様性センター企画展 「生物多様性の過去・現在・未来～おおさかで今私たちにできること～」	一般 227名
令和3年2月15日(月)～ 令和3年3月31日(水)	生物多様性センター企画展 「気候変動でどう変わる？大阪の生物多様性と私たちの暮らし」	一般 304名
令和3年3月28日(日)	生物多様性センター談話会 「気候変動でどう変わる？大阪の森里川海の生物多様性」	一般 50名





### (3) 寝屋川市自然を学ぶ会

本会は"自然はおもしろい"をテーマに①自然への関心を高め、自然を学ぶ楽しさを広げること、②子どもたちが自然に関わり、学ぶ活動を支援することに取り組んでいます。

本年度は、本会発足 20 周年行事を企画していましたが、コロナ禍のため、大半は中止か規模を縮小しての活動になりました。

○自然観察会 9月以降は実施。

#### (1) 定例自然観察会

- ①里山(東部丘陵)②春の野草(淀川河川公園)③水生生物(寝屋川・幸町親水公園)④きのこ・樹木・野草(星田園地)⑤昆虫観察(深北緑地)⑥どんぐり・樹木(深北緑地)
- ⑦野鳥(打上川治水緑地)⑧樹木・野草(私市植物園)

#### (2) みんなの掲示板・自然観察会

- ①かたくり(丹波・清住)②湿地の生き物(敦賀・中池見湿地)
- ③高山植物(伊吹山)④シダ植物(交野・河内森)⑤紅葉(奈良・みたらい溪谷)
- ⑥冬鳥(淀川・枚方地区)

○自然に親しむ環境作り

- ①夏休み子ども自然教室(2回・夏休みの自由研究のヒント・科学工作)
- ②子ども自然シリーズ講座(年2回)
- ③市野外活動センターとの協働(自然観察と環境整備、親子キャンプ等)
- ④市自然資料施設運営への協力(自然体験学習室の日常活動、自然講座等)
- ⑤自然に関わる機関・団体との連携(自然観察会等の共催、協力)

○自然情報の発信

- ①会報の発行(年4回・81号から84号)
- ②身近な自然ガイドブックの編集発行  
(第7編「新版秋のどんぐり・木の実・木の葉」刊行)
- ③展示会「私の自然観察」2021.1.21～27 アルカスホール・ギャラリー 中止

\*令和2年度の重点目標

- ①自然観察会の内容や進め方を工夫してより楽しく!!
  - ・今年度より、定例自然観察会に昆虫観察会を計画。
- ②子ども自然シリーズ講座等の充実(他団体との連携をふかめて)

\*主な活動場所 寝屋川市とその周辺・中央図書館西分室内自然体験学習室  
連絡先 ; 本会事務局 千田正喜宅 ☎090-4036-0719



子ども自然シリーズ講座



どんぐりウォッチング



昆虫観察



シダの観察

#### (4) 寝屋川市商業団体連合会

寝屋川市開催の環境フェアにて商団連ブースを開設して模擬店を開催するなど、環境に配慮しながら地域商業の振興を図っていましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年度の環境フェアは中止となりました。

所在地：寝屋川市東大和町2-14

産業振興センター2階

連絡先：072-829-7018



### (5) 寝屋川市消費者協会

水質汚染の防止を図るため、家庭用廃食油の収集や廃油で作った手作りプリン石けんの提供、古着のリメイクなどを行っています。令和2年度の活動としては以下のとおりです。廃油回収を毎月第四金曜日、13～15時に寝屋川市立消費生活センターで行っています。

① 廃油回収を毎月第四金曜日、13～15時に寝屋川市立消費生活センターで行っています。

**表 7.1.6 寝屋川市消費者協会の活動内容**

・廃油回収	
収集場所	寝屋川市立消費生活センター
収集日	第4金曜日
収集時間	13:00～15:00
連絡先	072-828-0397 (寝屋川市立消費生活センター)



## (6) 水辺に親しむ会

当会は淀川左岸域（主に寝屋川市）の水辺環境やそこに棲む生き物について調査し知識を深め、またそれを広く地域の人々に伝えることで環境保全に寄与することを目的として活動を行っています。その目的を達成するため、年2回の会報情報誌発行、HP上での情報発信を積極的に行っています。

連絡先：会長（新城） Email：bzb05541@nifty.com

web サイト URL http://mizube.gooside.com/

**表 7.1.7 淀川左岸幹線水路 水生生物調査**

実施日	魚種数/尾数	採取できた水生生物
令和2年4月5日	9種/21尾	ヌマチチブ・コウライモロコ・コイ等
令和2年8月12日	10種/124尾	カネヒラ・ニゴイ類、カマツカ等
令和2年11月8日	11種/55尾	コウライモロコ・オイカワ・カマツカ等
令和3年1月17日	6種/37尾	オイカワ・カマツカ・コウライモロコ等

## (6) 水辺に親しむ会



▲令和2年4月5日 春例会



▲令和2年8月12日 夏例会



▲令和2年11月8日 秋例会



▲令和3年1月17日 冬例会



▲ニゴイ類



▲オイカワ

## 8. 国・府等表彰

国・府等においても、環境に関わる表彰を行っています。市は、各種表彰の要件に該当すると判断した個人や団体を積極的に推薦しています。

### (1) 地域環境美化功績者表彰

多年にわたり、地域の環境美化（清掃、植樹など）に関し、特に顕著な功績があった者（または団体）に対し、その功績をたたえるため、毎年6月に環境大臣が表彰するものです。

表 7.1.8 過去の受賞者一覧（地域環境美化功績者表彰等）

表彰年月日	表彰名	受賞者名
平成 27 年 6 月 10 日	地域環境美化功績者表彰	檜垣 勝美
平成 28 年 6 月 8 日	地域環境美化功績者表彰	平田 彰宏
平成 30 年 6 月 13 日	地域環境美化功績者表彰	寝屋川再生ワークショップ・ ねやがわ水辺クラブ
令和元年 6 月 12 日	地域環境保全功労者表彰	寝屋川市自然を学ぶ会

### (2) おおさか環境賞

豊かな環境づくりに向けた行動の輪が広がって行くことを目的に、環境の保全または創造に資する活動に自主的かつ積極的に取り組んでいる個人、団体、事業者の中から、他の模範となる者に対し、大阪府知事が授与し、表彰するものです。

表 7.1.9 過去の受賞者一覧（おおさか環境賞）

表彰年月日	表彰名	受賞者名
平成 26 年 9 月 1 日	おおさか環境賞奨励賞	檜垣 勝美
平成 27 年 9 月 14 日	おおさか環境賞準大賞	寝屋川市自然を学ぶ会

### (3) 社会貢献者表彰

公益財団法人 社会貢献支援財団が、人びとや社会のためにつくされた方を表彰し、日本財団賞を贈るものです。

表 7.1.10 過去の受賞者一覧（社会貢献者表彰）

表彰年月日	表彰名	受賞者名
平成 27 年 11 月 30 日	社会貢献者表彰	平田 彰宏

### ★寝屋川市環境基本計画（改定版）との関連

本節の取組は、P. 49 に記載の寝屋川市環境基本計画（改定版）において、基本目標 1、2、3 及び 5 の中で取り組むべき施策として位置づけられています。



## 第 8 章 地球環境





## 第8章 地球環境

### 第1節 地球環境問題

今日の環境問題は、生活排水による水質汚濁や自動車排ガス等の都市・生活型公害だけでなく、人口の増加、社会経済活動の拡大により、温室効果ガスによる地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨等地球規模にまで広がり、その影響が将来の世代にまで及ぼされるものとなっています。

このため、国は特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和63年）、環境基本法（平成5年）、環境基本計画の策定（平成6年）、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年）等様々な取組を始めました。

寝屋川市でも、環境政策の基本的な考え方や長期的な目標を示して施策の方向性を明らかにする「寝屋川市環境基本計画」を平成14年2月に策定し、平成23年3月に「寝屋川市環境基本計画（改訂版）」、令和3年3月に「第3次寝屋川市環境基本計画」を策定しています。また、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく温室効果ガスの排出量の削減と排出抑制のため平成27年に策定した「第4期寝屋川市役所温暖化対策実行計画」を平成30年度に国の目標と整合性を取るため改定を行いました。さらに市域から排出される温室効果ガスを削減するため、「寝屋川市地球温暖化対策地域計画」を平成24年3月に策定し、取組を進めています。

### 第2節 地球温暖化防止

#### 1. 地球温暖化に関する最新情報（令和元年12月末現在）

平成27年12月にパリで開催されたCOP（※）21の中で、2020年以降の温室効果ガスの排出削減に向けて世界中のすべての国と地域が参加する初めての枠組み「パリ協定」が採択されました。協定では、①温室効果ガス排出量をできるだけ早期に減少に転じるようにし、今世紀後半には温室効果ガスの排出と森林等による吸収を均衡させ、排出の実質ゼロを達成すること、②世界の気温上昇を産業革命前と比較し2度未満に抑え、さらに1.5度未満に抑えるための取組を推進すること、③これらを達成するため、各国が自主的に温室効果ガス排出削減目標を作成し、国連に提出、5年ごとに更新することなどを義務付けました。

政府は「パリ協定」を踏まえた地球温暖化対策の取組方針として、「地球温暖化対策計画」を策定することとし、平成28年5月13日に「地球温暖化対策計画」が閣議決定されました。「パリ協定」は「55か国以上が批准し、批准国の温室効果ガス排出量の合計が世界全体の55%以上になる」という条件を満たし、同年11月4日に発効しました。

産業革命前からの気温上昇を1.5℃以内にするためには、2050年（令和32年）までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする必要があるとされ、国内的にも脱炭素の動きが進んでいます。また、地球温暖化問題については、温室効果ガス排出量を削減する「緩和策」だけでなく、既に生じている、また、今後生じると予想される悪影響について備え、その被害を軽減するための「適応策」も進めることが重要であることから、平成30年12月1日、気候変動適応法が施行され、地方公共団体においても、地域特性に見合った適応策の実施が求められています。

※ 気候変動枠組条約締約国会議。大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを目標とする「国連気候変動枠組条約」に基づき、毎年開催される条約締約国会議。

## 2. 地球温暖化

大気中の二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素などの「温室効果ガス」は、太陽光により温まった地表から放出される赤外線を吸収し、再び放射することにより、地表と大気を温めて熱を宇宙空間に逃がしにくくしています。このようにして地球は生物の生存に適した微妙な気温に保たれているのです。

しかし、近年の人間活動によって、この温室効果ガスが大量に大気中に排出されるようになり、その結果、大気中の温室効果ガスの濃度が高まり、地表面付近の気温が徐々に上昇しています。この現象を「地球温暖化」といいます。



出典：全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト

## 3. 地球温暖化防止対策

平成 10 年 10 月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が制定され、温室効果ガスの排出抑制のための実行計画の策定が国だけでなく、地方公共団体にも義務づけられ、事業者にも努力を求めることになりました。これを受けて寝屋川市は、温室効果ガスの排出量の削減に取り組むために平成 13 年 2 月に「寝屋川市役所温暖化対策実行計画」を策定し、エアコンの適正温度管理、重油から電気への切り替え、廃プラスチックの分別収集などを促進し、一定の成果をあげています。また、平成 27 年度から新たに「第 4 期寝屋川市役所温暖化対策実行計画」を策定し、なお一層の温暖化対策に取り組んでいます。

平成 28 年 5 月に国が策定した「地球温暖化対策計画」には平成 25 年度を基準とし、平成 42 年度の温室効果ガスの排出量を 26%削減する目標が設定されています。これを受けて寝屋川市は、環境省の補助金事業である「地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業」を活用し、国が設定した目標に合わせるため、「第 4 期寝屋川市役所温暖化対策実行計画」の改定を行いました。

また、平成 24 年 9 月に「寝屋川市地球温暖化対策地域計画」を策定し、地域レベルでの取組を計画的に進め、「市民・事業者・行政」が互いに協力し合い、二酸化炭素の排出量や削減量を「見える化」し、取組の進捗状況の把握に継続的に取り組んでいます。

## ○ グリーンカーテン事業

寝屋川市では、グリーンカーテン事業を行っています。

緑の植物で庁舎などを覆うことにより直射日光を遮り、室温の上昇を防ぐことで、エアコンの使用頻度を下げることができ、地球温暖化防止のエコ活動の一環として事業を展開しています。

平成20年に市役所本庁舎で試験的にグリーンカーテンを実施し、グリーンカーテンを設置した部屋と未設置の部屋では、2.2℃の差がありました。

翌年度の平成21年度から、毎年5月末頃に市内のコミュニティセンター（6箇所）でゴーヤの苗の配布を行い、市内でのグリーンカーテン普及に向けての取組を行っています。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、市民への配布は中止し、公共施設等へのゴーヤの苗の配布を実施しました。



## ○ ドライミスト装置の設置

寝屋川市では、ヒートアイランド対策の一環として、平成26年度から市役所本庁舎及び総合センターでドライミスト装置を設置しています。

ドライミストは水を小さな霧の状態にして噴射し、蒸発する際の熱の吸収を利用して、噴霧エリアの気温をおおよそ2～3℃程度低下させることができます。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、設置を行いませんでした。



## ★寝屋川市環境基本計画（改定版）との関連

本節の取組は、P. 49に記載の寝屋川市環境基本計画（改定版）において、基本目標2、4及び5の中で取り組むべき施策として位置づけられています。

## 第3節 オゾン層の破壊

---

### 1. オゾン層の破壊

エアコン、洗浄剤等で使用されているクロロフルオロカーボン（CFC）等は化学的に安定なため、大気中に排出されると地表近くの対流圏ではほとんど分解されず、成層圏まで達し、太陽の紫外線により分解されて生じる塩素原子等によりオゾン層が破壊されます。このため有害な紫外線の地上への到達量が増大し、人の健康や生態系に悪影響を及ぼすものです。

南極上空では、毎年南極の春にあたる9月から11月頃にかけて成層圏のオゾンが著しく少なくなる「オゾンホール」と呼ばれる現象が起きており、1998年（平成10年）には過去最大規模のオゾンホールが確認されています。また北半球高緯度地域においても、平成9年の冬から春にかけて、顕著なオゾン量の減少が確認されています。

しかし、平成7年末のCFC等の生産全廃により、南極上空のCFC等の対流圏中濃度の増加率の低下が始まっており、北半球中緯度地域（北海道上空）の対流圏でもCFC濃度の増加がほとんど止まっており、CFC等に由来する対流圏中の塩素等の濃度は平成7年には減少に転じたことが確認されています。平成26年9月の世界気象機関と国連環境計画の報告によると、次項に記載の「モントリオール議定書」が完全に遵守されれば、21世紀中頃にはオゾン全量は1980年レベルに回復すると予測されています。ただ過去に生産されたCFC等が機器のなかに相当量残っており、廃棄される際に回収し、破壊処理することがオゾン層の保護のために必要になります。またCFC等の代替物質であるHFC等は温室効果が大きいことから排出抑制が必要になります。

### 2. オゾン層の保護対策

オゾン層の保護のために、「ウィーン条約」（1985年）、「モントリオール議定書」（1987年）が締結され、国際的な取組が進められており、日本でも昭和63年にオゾン層保護法が制定され、生産規制、排出抑制、使用の合理化を実施するとともに、環境基本法、国の環境基本計画、地球温暖化対策の推進に関する法律等でも取組を進めています。モントリオール議定書はその後平成9年までに4回改正され、規制が強められています。

環境省では、毎年9月1日から9月30日の1か月間を「オゾン層保護対策月間」として、地方公共団体等において、オゾン層保護・フロン対策等に関する啓発活動を集中的に行なっています。

大阪府では、平成6年9月に「大阪府フロン回収検討協議会」を設置して回収モデル事業を実施し、続いて平成8年3月には同協議会を改組して「大阪府フロン対策協議会」を設置、市町村の回収事業を支援しています。

平成13年4月に施行された家電リサイクル法により、平成13年度以降は、冷蔵庫からのフロンを回収していません。

## 第4節 環境保全の取組

---

### 1. 環境基本計画

環境をとりまく情勢は近年大きく変わり、人口の増加、社会経済活動の拡大により、環境が本来持っていた復元力を超えた、資源の採取、化学物質の生産、廃棄物の排出等による環境の汚染が大きな問題になっています。

このため国は、平成5年にそれまでの公害対策基本法に代えて、環境基本法を制定し、環

境の保全について基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者、国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することによって健康で文化的な生活の確保と人類の福祉に貢献することにししました。また環境の保全に関して、同法第15条で国の環境基本計画の策定、公表を定め、第7条では地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、実施する責務を有することとされました。

## 2. 第3次寝屋川市環境基本計画の策定

環境基本法に基づく国の環境基本計画は平成6年12月に策定されており、大阪府も平成8年3月に大阪府環境総合計画を策定し、平成23年3月に「大阪21世紀の新環境総合計画」として改定しています。

本市では、平成14年に「寝屋川市環境基本計画」、平成23年に「寝屋川市環境基本計画（改訂版）」を策定し、環境に関する施策に取り組んでおり、前計画の計画期間満了に伴い、令和3年3月に令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間とする「第3次寝屋川市環境基本計画」を策定しました。

計画の中では、目指すべき環境像を“水やみどりを身近に感じるきれいな環境の中で人にやさしくなるまち～環境を私たちが考え、守り、育てるまちねやがわし～”とし、5つの基本目標①生物多様性と自然環境（水とみどりに親しめる、人と生き物が共存するまち）②生活環境（安全・快適な都市環境のなかで健康なくらしができるまち）、③循環型社会（省資源が徹底され、資源が循環するまち）、④脱炭素社会（脱炭素社会に向けて行動し、将来に備えるまち）、⑤環境教育・環境学習（みんなが考え、参加し、協働により成長するまち）を掲げ、その下で様々な基本施策を展開しています。

また、一般廃棄物処理基本計画における「ごみ排出原単位」等の目標など、他の計画目標と連携している部分があるため、令和12年度の計画期間終了までにより多くの目標を達成できるよう、施策の拡充・見直しや部局間の連携の強化を図ります。

## 3. 第4期寝屋川市役所温暖化対策実行計画温室効果ガス排出量調査結果

寝屋川市役所が排出する温室効果ガスについて、平成25年度を基準年として、令和2年度までに温室効果ガス総排出量の24.8%以上の削減を目標に取り組んでいます。

令和元年度の調査結果は以下のとおりです。経年変化は資料編（P.126）に示すとおりです。

表 8.4.1 市役所の排出する温室効果ガス別排出量比較

年 度	二酸化炭素	メタン	一酸化二窒素	H F C	総排出量
平成 25 年度	36,850 t	1.455 t	1,063 t	1.573 t	37,916 t
平成 26 年度	36,555 t	1.405 t	1,032 t	1.573 t	37,590 t
平成 27 年度	33,584 t	1.695 t	993 t	1.645 t	34,580 t
平成 28 年度	38,460 t	1.661 t	971 t	3.303 t	39,437 t
平成 29 年度	35,530 t	1.618 t	954 t	3.289 t	36,489 t
平成 30 年度	32,577 t	1.636 t	965 t	2.86 t	33,546 t
令和元年度	29,952 t	1.580 t	941 t	2.931 t	30,897 t
R1 / H25	81.3%	108.6%	88.5%	186.3%	81.5%

※H F C…ハイドロフルオロカーボン

表 8.4.2 活動区分別比較

年 度	燃料の 使用	電気の 使用	廃棄物の 処理	自動車の 使用	その他	総排出量
平成 25 年度	3,074 t	15,572 t	18,760 t	509 t	1,573 t	37,916 t
平成 26 年度	3,045 t	15,730 t	18,322 t	491 t	1,573 t	37,590 t
平成 27 年度	2,748 t	13,219 t	18,117 t	494 t	1,645 t	34,580 t
平成 28 年度	3,198 t	14,066 t	21,691 t	479 t	3,303 t	39,437 t
平成 29 年度	3,230 t	11,812 t	21,017 t	426 t	3,289 t	36,489 t
平成 30 年度	3,107 t	8,419 t	21,599 t	418 t	2,86 t	33,546 t
令和元年度	2,716 t	6,917 t	20,863 t	398 t	2,931 t	30,897 t
R1 / H25	88.4%	44.4%	111.2%	78.2%	186.3%	81.4%

表 8.4.3 グリーン購入法に基づく調達率

令和 2 年度 特定調達物品調達実績調査表（令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日まで）					
品 目 及 び 選 択 基 準	種 類	総 数	グリーン商品 (枚数・個数・台 数)	グリーン商品以外 (枚数・個数・台 数)	グリーン商品 調達率
1. コピー用紙「総合 評価値が 80 以上であ ること」	コピー用紙	36,314,623	3,320,727	32,993,896	9.1%
2. 文 具 類 (単価契約物品) 合 計		84,316	76,167	8,149	90.3%
3. 衛生用紙類「古紙 配合率 100%」	トイレッ トペーパー	109,530	107,430	2,100	98.1%
4. 公用車(軽バン) 「国土交通省の「低 排出ガス認定車」と 同等の車」	エコカー	6	6	0	100%
5. 作業服「再生 P E T 樹脂から得られ るポリエステル 50% 以上(エコマーク認定 相当品)のもの」	作 業 服	321	321	0	100%

#### 4. 寝屋川市地球温暖化対策地域計画の策定

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 21 条により地域温暖化対策についての地方公共団体実行計画の策定が特例市に義務付けられており、「寝屋川市環境基本計画（改定版）」の第 5 章「今後の重点施策」にも盛り込み、平成 24 年 9 月に策定しました。

地域レベルでの取組を計画的に進め、市民・事業者・行政が互いに協力し合い継続的に取

り組むことにより、温室効果ガスの削減目標を達成することを目的としています。

市域における温室効果ガス（主に二酸化炭素）排出量については、令和2年度までに平成2年度比25%削減を目標としています。各年度の二酸化炭素排出量は図に示すとおりです。平成23年度以降、電力の二酸化炭素排出係数の増加等により、二酸化炭素排出量は増加傾向にありましたが、近年は二酸化炭素排出係数も減少しており、平成30年度は平成2年度比で10.3%減少しています（右側グラフ参照）。

排出係数を平成2年度のものをを用いた場合（左側グラフ参照）でも、平成30年度は平成2年度比8%の減少となっており、目標達成にはさらなる努力が必要であるものの、温室効果ガス排出量の削減が進んでいます。詳細な数値は資料編（P.127）に示すとおりです。

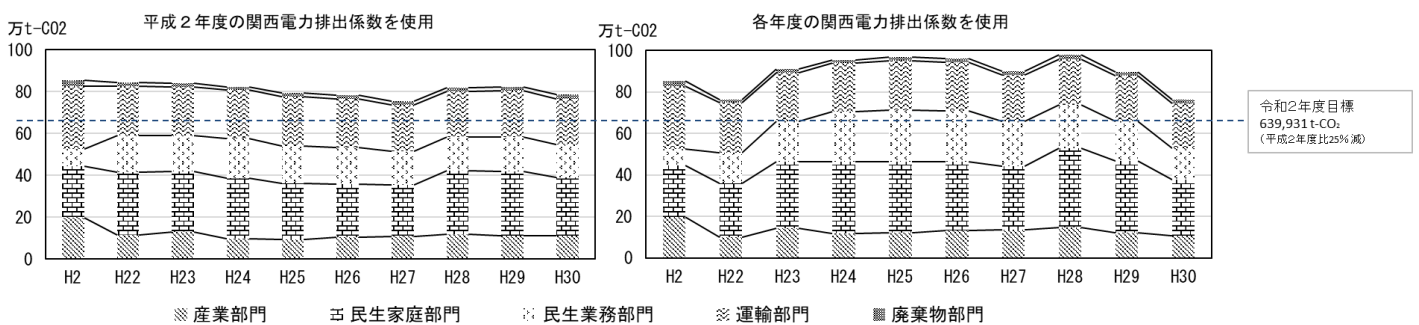


図 8.4.1 市域における二酸化炭素排出量の推移

## 5. 太陽光発電システム設置補助制度

寝屋川市域における温室効果ガスの削減を推進するため、再生可能エネルギーの普及拡大を目指して、平成25年度から住宅用太陽光発電システム設置補助制度を、平成26年度から地域の公民館等への太陽光発電システムの設置を対象とした自治会集会所用太陽光発電システム設置補助制度を実施しています。

令和元年度の補助実績は住宅用と自治会集会所用とを合わせて97件で、公称最大出力の合計は512.2kWでした。

### ★寝屋川市環境基本計画（改定版）との関連

本節の取組は、P.49に記載の寝屋川市環境基本計画（改定版）において、基本目標5の中で取り組むべき施策として位置づけられています。





## 第9章 生物多様性の保全



## 第9章 生物多様性の保全

### 第1節 生物多様性

生物多様性条約では、生物多様性とはすべての生物の間の変異性と定義されており、生態系の多様性、種間（種）の多様性、種内（遺伝子）の多様性という3つのレベルでの多様性があるとしています。

今日の生物多様性の問題は、開発や乱獲による種の減少・絶滅、生息・生育地の減少や里地里山等の手入れ不足による自然の質の変化や外来種の持ち込み、化学物質の影響による生態系のかく乱などがあげられています。

このため、国は平成7年に最初の「生物多様性国家戦略」を策定し、平成14年、平成19年、平成22年に見直しを行い、平成24年に「生物多様性国家戦略2012-2020」を閣議決定しました。

寝屋川市でも、生物多様性について「第3次寝屋川環境基本計画」において基本目標に掲げ、関係団体と協力しながら、生物多様性の啓発や自然観察会を実施し取組を行っています。



出典：国連生物多様性の10年日本委員会（UNDB-J）ウェブサイト

## 第2節 寝屋川市の生物多様性保全の取組

### 1. 寝屋川市の現状

本市は、昭和30年代からの急速な都市化のため、市域のほとんどが市街化されているため、自然植生が減少し、東部丘陵や一部の社寺林がわずかに残されているのみです。

市内には淀川、寝屋川やその支流等多くの河川が存在しており、淀川には天然記念物であるイタセンパラやアユモドキが生息していました。しかし、現在ではほとんど姿を見ることはできなくなっています。

また、大阪府レッドデータブックでは絶滅種とされていたコウガイモや環境省レッドリストで絶滅危惧Ⅱ類、大阪府絶滅危惧Ⅰ類に指定されているミズアオイが寝屋川市内の水路で自生しているのが確認されています。

さらに、淀川河川敷で生息が確認されているヌートリアや、ミシシippアカミミガメ（ミドリガメ）等、本来、寝屋川市には生息していなかった特定外来生物や外来生物が見つかるようになってきています。

### 2. 寝屋川市の取組

市内における自然豊かな環境を、将来にわたって伝えていくために、市内に生息する生物や植物を観察し関心を深め、生物多様性についての正しい理解を深めていただくために自然環境教室を開催しています。過去5年間の開催状況は資料編(P.128)に示すとおりです。市以外にも、第7章(P.37～)に掲載しているように、様々な団体が環境教育に取り組んでいます。



### 3. 生物多様性の今後の取組

大阪府では、大阪21世紀の新環境総合計画（平成23年3月策定）において2020年度目標として、「生物多様性の府民認知度を70%以上にする」「生物多様性の損失を止める行動を拡大する」を目標に掲げています。

今後、国・府の動向を重視しながら、寝屋川市においても独自の取組を実施することで生物多様性の認知度の増加にもつながると考えています。

- ・ 特定外来生物の法律の啓発
- ・ 外来生物被害予防3原則の周知

この2点を市民に対して出前講座、市ホームページ及び市広報紙での周知を図ります。

生物調査においては、引き続き自然観察会を開催し、生息する生物の観察を行い、統計を市民に公表します。

生物多様性の根本はこどもからの教育が大切ですので、こども向け環境学習の実施に向け、関係団体と連携して実施し、活動についても公表します。

#### ★寝屋川市環境基本計画（改定版）との関連

本節の取組は、P. 49 に記載の寝屋川市環境基本計画（改定版）において、基本目標1、3及び5の中で取り組むべき施策として位置づけられています。

